

土 木 環 境 委 員 会 記 録

<第5号>

令和8年第1回沖縄県議会（2月定例会）

令和8年3月18日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

土 木 環 境 委 員 会 記 録<第 5 号>

開会の日時

年月日 令和 8 年 3 月 18 日 水曜日
開 会 午前 10 時 1 分
散 会 午後 5 時 1 分

場 所

第 2 委員会室

議 題

- 1 乙第 19 号議案 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 2 乙第 20 号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
- 3 乙第 32 号議案 工事請負契約について
- 4 乙第 41 号議案 訴えの提起について
- 5 乙第 42 号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 6 乙第 43 号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 7 乙第 44 号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 8 乙第 45 号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 9 乙第 46 号議案 損害賠償の額の決定について
- 10 請願令和 6 年第 6 号外 4 件及び陳情令和 6 年第 72 号の 4 外 63 件

出 席 委 員

委 員 長 仲 里 全 孝
副 委 員 長 糸 数 昌 洋
委 員 喜屋武 力

委	員	下	地	康	教
委	員	又	吉	清	義
委	員	中	川	京	貴
委	員	山	内	末	子
委	員	新	垣	光	栄
委	員	當	間	盛	夫
委	員	比	嘉	瑞	己
委	員	瑞	慶	長	風

欠 席 委 員

なし

説明した者の職・氏名

企 画 部	交 通	政 策	課 班 長	仲	本	盛	貴
企画部	県土・跡地	利用対策	課長	城	間	直	樹
環 境 部	環 境	整 備	課 班 長	金	城	孝	一
農 林 水 産 部	農 政	経 済	課 主 幹	長	濱		泰
土 木 建 築 部			長	砂	川	勇	二
建 築 都 市 統 括			監	金	城	新	吾
技 術 ・ 建 設 業			課 長	大	湾	朝	亮
道 路 街 路			課 長	砂	辺	秀	樹
道 路 管 理			課 長	安	里	嗣	也
海 岸 防 災			課 長	又	吉	一	誠
港 湾			課 長	高	良		亨
空 港			課 長	大	城	嘉	和
都 市 公 園			課 長	喜	納		久
都 首 建	里 城 復 興		課 長	仲	本	利	江
建 築 指 導			課 長	知	念	秀	起

○仲里全孝委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本日の説明員として、土木建築部長外関係部局長等の出席を求めています。

まず初めに、乙第19号議案沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長 土木環境委員の皆様、おはようございます。

本日もよろしくお願いいたします。

では説明に入らせていただきます。

本日は、スマートディスカッションに掲載されております資料1 議案説明資料土木環境委員会及び資料2-1から2-9により、御説明いたします。

ただいま表示同期しました資料1 議案説明資料土木環境委員会を御覧ください。

続きまして、1ページを表示同期します。

乙第19号議案沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本議案は、慶良間空港の利用実態を踏まえ、運用時間8時から18時までを、9時から17時までに短縮する必要があるため、条例を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○大城嘉和空港課長 資料2-1により御説明します。

1ページ目を御覧ください。

2の改正の経緯及び必要性について御説明します。

1つ目は、慶良間空港は平成6年11月10日に第三種空港、現在の地方管理空港として供用を開始し、条例に規定する事務処理の特例により平成12年4月1日から条例に定める事務について座間味村が処理しております。

2つ目は、平成18年4月以降、同空港を発着する定期便はなく、現在は民間航空会社のヘリコプター訓練やドクターヘリ等が不定期で利用しております。

3つ目、条例において同空港の運用時間を8時から18時までと規定しているところ、9時前及び17時以降については年間を通して利用実績がほとんどない状況であり、座間味村から運用時間を短縮するよう要望があることから、同空港の運用時間を改める必要があります。

3の改正案の概要について、1つ目は、運用時間を9時から17時までに改めるものです。

2つ目は、この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲において、規則で定める日から施行することとしております。

続いて、添付資料で補足いたします。

8ページ目を御覧ください。

こちらは、令和7年11月4日付の運用時間変更に係る座間味村からの要望書です。

9ページ目を御覧ください。

こちらは、慶良間空港の時間帯別利用回数です。

県警、海保、航空事業者等が利用していますが、8時から9時及び17時から18時の時間帯については、過去3年間で利用がない状況です。

10ページ目を御覧ください。

こちらは、慶良間空港を利用する関係機関との調整状況です。

空港を利用する全機関より運用時間短縮の同意を得ております。

11ページ目を御覧ください。

空港管理に係る事務を座間味村が処理しているため、条例の改正については、地方自治法第252条17の2第2項の規定に基づき座間味村と協議が必要で、令和7年12月10日付で同意を得ております。

12ページ目を御覧ください。

こちらは、改正に向けてのスケジュールです。

座間味村とは今年度に入ってから意見交換を始めまして、先ほど説明しましたとおり、今議会への提案前に、協議を終了して条例改正への同意を得ております。また、下段になりますが、国土交通省とも事前調整を終えております。

今後は、3月末に議会で可決していただけたら、空港の運用時間を明記しております、空港法に基づく空港供用規定の変更届を国土交通省に提出いたします。

なお、施行日は、国の航空路誌改訂日と合わせる必要があるため、公布の日から起算して4月を超えない範囲としております。

以上で、乙第19号議案の説明を終わります。

○砂川勇二土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第19号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

下地康教委員。

○下地康教委員 おはようございます。

2点ぐらい質問したいと思います。年間の維持費は幾らですか。

○大城嘉和空港課長 お答えします。

空港の管理につきましては、座間味村に事務移譲してございます。事務移譲の交付金、県から座間味村に、交付している額ですが、令和6年度は1928万5000円となっております。

以上でございます。

○下地康教委員 利用時間も、前後合わせて2時間程度短縮ということでありますが、これは年間の交付金の減額ということは考えられているのでしょうか。

○大城嘉和空港課長 お答えします。

基本的に交付金の額につきましては、座間味村との調整になりますが、今回の運用時間短縮によって、人件費、これは時間外勤務になりますが、それと光熱費等の管理費が削減されると、年間118万7000円くらい。令和6年度の実績を基に試算していますが、それくらいの金額の削減になるということで試算しているところでございます。

以上でございます。

○下地康教委員 今まで1900万円余りの交付金ということですが、座間味村のほうから、この交付金で足りていると。逆に言えば交付金が足りないというような要望というのはあるんですか。

○大城嘉和空港課長 お答えします。

座間味村との調整、交付金について決定していますが、不用が出ないように、座間味村自体が持ち出しをちょっとやっているということになっていきます。座間味村のほうから、額を増やしてくれとかそういう話は今のところないというところでございます。

○下地康教委員 県の地方空港は各自治体に委託をするケースが多いんですけれども。これが交付金が足りないというような自治体からの要望もありますので、供用時間が短くなったからといって、安易に交付金を減らすということではなくて、やはり地域の皆様方としっかり協議をして、それを決めていただきたいというふうに思っておりますので、地域の自治体が負担にならないように、その配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○仲里全孝委員長 下地康教委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 二、三点、お聞かせください。

今この空港の敷地面積と、管理している従業員の人数と、そして緊急時対応の使用と聞いていますけど、どういった緊急時対応に使用されているのか、それについて説明をお願いします。

○大城嘉和空港課長 慶良間空港の空港の面積ですが、12万9732平方メートルでございます。あと管理事務所の職員ですが、2人体制で今やっているということでございます。

あと緊急時の対応ですけど、時間外の緊急対応につきましては、今空港のある、外地島に空港がありますが、そういった橋でつながって慶良間島に、在住の空港職員がいます。そこに連絡が入りまして、空港が使用できるように準備を整えて対応しているというところでございます。運用時間が短縮されても、同様な対応をするということで聞いてございます。

あと、緊急時ですが、阿嘉島と慶留間島、空港のある外地島も橋でつながってしまして、診療所がある阿嘉島にヘリポートがございます。診療所に近いヘリポートを緊急搬送のときには使っているということを聞いてございまして、空港は今訓練で使っている状況ということでございます。

以上でございます。

○喜屋武力委員 訓練っていいますと、どういった訓練内容ですか。どこがどういった。

○大城嘉和空港課長 先ほど説明した資料の2-1の10ページ、画面に表示されていると思いますが、航空会社がヘリを訓練として慶良間空港を使っているという状況でございます。

○喜屋武力委員 以上です。
分かりました。

○仲里全孝委員長 喜屋武委員の質疑は終わりました。
ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 お願いします。

座間味村で管理、いろいろな形でまた皆さん先ほど交付金で約1900万交付をしているというのがあるんですけど、この時間帯を短縮するということで、何か交付のこの管理の、そういう交付の金額も変わってくるんですか。

○大城嘉和空港課長 お答えします。

先ほども答弁しましたが、交付金につきましては座間味村、管理している市町村と調整する協議で決まることになります。今回の時間短縮で額が減るかというのは今後調整していくことになるかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○當間盛夫委員 ちょっと教えてほしいんですけど、僕は前にも皆さんの県の管理空港別の収支試算のお話をさせてもらったんですよ。皆さん今いろいろと、この各市町村に事務移管をしているというのがあるんですけど、この事務移管の部分で、皆さんが県が出すこの支出の部分で、空港管理費というのがあって、この空港管理費は令和5年の試算なんですけど、3200万という空港管理費があるんですよ。これと皆さんが市町村に交付している、その管理費なのか何か分からないけど、この整合性ってどういうことなんですか。

○大城嘉和空港課長 空港管理費につきましては3200万ですが、令和5年ですね。そのうち2000万ぐらいが事務移譲交付金になっていると。すみません、ちょっと手元に資料がないので、そのほかどういう形の予算を計上しているかというのは、ちょっと後ほど、資料提供したいと思います。

○當間盛夫委員 申し訳ないね。この試算を見ると、収入で国庫受入れというものもあるんですよね。4000万。ちょっと説明してもらえますか。

○大城嘉和空港課長 すみません、ちょっと手元に詳細な資料がないんですが、令和4年度に照明に係る発電設備の工事をやってございます。これが6700万ぐらいかかっています。これは国費、国庫補助事業でやっていまして、その予算を繰り越したという形になるのかな。ちょっと資料がないので、またこれも後ほど確認して提供したいと思います。

○當間盛夫委員 ということは、例えば皆さんが空港整備、いろいろな照明だとかこの空港のやる、そういう整備費を、国からそういう分で国庫で受け入れているというような認識でいいんでしょうか。

○大城嘉和空港課長 そのとおりでございます。

○當間盛夫委員 分かりました。

今表示したんですけど、皆さんの表示の部分もあるんですけど。今いろいろな訓練だとかというのがほぼほぼ使われているというのがある中で、この収入的なものは、どうあるんですか。

例えばこの収入があるよね。管理は座間味がやっているよね。この収入は管理する座間味村が収入を受けているのか。この収支はどうなっているのという話。

○大城嘉和空港課長 収入につきましては県のほうで受け取っているということでございます。

収入につきましては額的にあまり大きくないんですけど、着陸料等々の収入になってございます。

○當間盛夫委員 だから、僕さっきから皆さんの出している試算でということ

を言っているんですけど、皆さんのこの収入に着陸料って慶良間はないわけさ。微々たるものということね。ほとんど無償で訓練とかをさせているということになっているんですか。

○大城嘉和空港課長 お答えします。

 訓練につきましては、離着陸しない場合もありますので、それは収入としていないと。あと、離着陸する場合でも、重量によって決まってくるので、重量が小さい場合はもうほぼゼロになるということでございます。

 今説明したとおりなんですけど、それで使用料については取っていないという状況でございます。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

 (休憩中に、委員長から整理して質疑に答えるよう指摘があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

 大城嘉和空港課長。

○大城嘉和空港課長 失礼しました。

 着陸料は取っているんですけど、重量によって取らないという形のものもあるということでございます。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

 (休憩中に、委員長から質疑内容の確認があり、再度整理して答えるよう指摘があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

 大城嘉和空港課長。

○大城嘉和空港課長 慶良間空港では、取っていないという状況でございます。

○當間盛夫委員 もうこれ以上、ちょっと質問的なものはないんだけど、部長。皆さん今、県管理空港の在り方をこれから検討していこうということで、

今年度そのことを予定しています。この皆さんの収支を見ても、ほぼほぼ県管理空港ってのは赤字なんですよ。いろいろな意味で。今回の慶良間にしても、こういう形で訓練をやっているんだけど、事務移管もして、費用的なものもかかっている。ところが全く収入的なものは、こういう訓練のものがあっても、収入はほとんど上がらないというものからすると、僕はこの県管理の空港の在り方って、皆さんがどう考えているのかなというのが分からないわけですよ。あれだけのね、公共投資ということで、離島における空港ということでやって、何にも生かされないということは、僕は今伊是名、伊平屋で空港を造ってくれという部分があるんだけど、できたところさえ、そういう活用も何もできていないというものからしたら僕は伊是名、伊平屋に空港の話って、もうそれこそ影響が出てくるんじゃないかなと。もう造れないと。沖縄県ではそういう空港なんて、もう造れませんよと、離島では、というようなことにしか受け取れなくなってくるわけですよ。その辺の空港の在り方、その収支の活用の在り方ということを皆さんどのように考えているんですか。

○砂川勇二土木建築部長 これまでも議論があったところですが、空港の管理上の交付金については、一部の自治体で持ち出しが生じているということが続いてきております。

ただこの数年間は財政部局とも調整しまして、増額は図ってきているところでございます。また一部の空港では不用が生じることもございますので、今はちょっと早めに収支の見込みを確定してもらって、ほかの足りない空港に回すとか、いろいろな取組もやっているところでございます。

次年度についてもまた増額してもらっていますので、それで交付金については調整してまたやっていきたい、予算の確保にも努めていきたいと考えております。

在り方については、民間を活用して、何か可能性はないかというのについても令和8年度から検討を始めることとしております。

ただ収支につきましては、着陸料についてはちょっと政策的に今軽減されているところもございますので、それについてもどうするのかとか、その辺りについても、いろいろ民間を活用してできないかとかも含めて、検討していくこととしております。

やはり空港は離島県である沖縄にとっては非常に重要であると考えておりますので、今後どうしていくのかというのは真剣に検討したいと考えております。

以上でございます。

○**當間盛夫委員** もう最後になりますけど、重要であるという思いであれば、どのように活用するのかということもしっかりと担当部局は考えていてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○**仲里全孝委員長** 當間盛夫委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

糸数昌洋委員。

○**糸数昌洋委員** 今回は座間味村から運用時間の短縮の要望があったということでもありますけれども。利用の実態が、この訓練、ヘリコプター訓練、ドクターヘリ等が不定期利用ということで、3年間の利用実績を見ると大体190回前後できていますね。この中で、そのドクターヘリの運用部分というのはどのぐらいの回数になっているんですか。

○**大城嘉和空港課長** ドクターヘリにつきましては、着陸はしていなくて、上空で訓練しているということでございます。

○**糸数昌洋委員** この190回ある実績の中で、実際にドクターヘリとしての出勤というのはなかったということでしょうか。皆さんの記載ではドクターヘリの訓練という書き方をしていないものだから。

○**大城嘉和空港課長** お答えします。

先ほども答弁しましたが、緊急搬送につきましては、診療所のある阿嘉島に、阿嘉ヘリポートというのがございます。そこを緊急時には使っているということで、空港では緊急に搬送はしていないということで聞いてございます。

以上です。

○**糸数昌洋委員** それで8時から18時。この9時前17時以降については、年間通して利用実績がほとんどないと。3か年間利用実績を見るとほとんどないというのが分かりますけど。ほとんどないということは、それ以前も含めて、利用実績がないということで理解してよろしいですか。

○**大城嘉和空港課長** 資料が残っている平成30年度以降につきましては、今

回短縮する時間帯、利用実績はございません。その前のほうは資料がないものですから、利用されているかちょっと分からないということで、今ほぼないという形で答弁させていただいているところでございます。

○糸数昌洋委員 分かりました。

じゃ、ほとんど支障がないということで理解してよろしいですね。
終わります。

○仲里全孝委員長 糸数昌洋委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 皆さんの資料の10ページのほうを見て、ちょっと確認したいと思いますけれども、慶良間空港を利用する関係機関との調整状況というのがあるんですけど、よろしいですか。

その中で関係機関名が民間航空をはじめ9社、あるんですが、この中で先ほど當間盛夫委員が聞いていました着陸料を取るところ、取らないところ、こういったところはどのように分かれていますか。これ民間航空も利用しているからには、着陸料を取るかと思うんですけど。その辺は、9つの航空会社どのようになっていますか。

○大城嘉和空港課長 着陸料につきましては、重量で決まってきます。機体のですね。慶良間空港につきましては、着陸料は取っていないということでございます。

○又吉清義委員 このようにエクセル航空から東邦航空までありますが、利用はしていても、着陸料なり使用料を取っていないと。無料で使わせているということになるんですか。

○大城嘉和空港課長 そのとおりでございます。

○又吉清義委員 先ほど、聞き違いだったら許してください。着陸料を取っているときと取っていないときがあるという説明の仕方だったかと思いますが、取っている場合はどのようにして取っているんですか。

○大城嘉和空港課長 すみません、さっきの説明では、ほかの空港では取っているところもちろんあるということでございます。機体の重量によって、条例で定められていますので、慶良間空港につきましては重量が小さいということで、取っていないということでございます。

○又吉清義委員 取っていないにするにしろ、どうですか。やはりこれを無料で使わせる理由は、例えば民間の方で、これどう見ても、例えば鹿児島国際航空とか浦添総合病院とか県警航空隊だか、公共の方々の訓練であり、ドクターヘリとかそういったあれでは、非常に理解もしやすいんですが、民間で使う中で、どうぞ無料で使いなさいと理由は何でしょうかね。予算が豊かだからやっているのか。私は少しでも取って生かしたほうがいいのかと思うんですけど、その理由は何ですか。オープンにして、民間も大いに自由に使わせている理由は何でしょうか。

○大城嘉和空港課長 県管理空港は12空港ございます。今回着陸料を減免している理由は、離島住民の足となっている航空機の運航になっていきますので、それで軽減しているということでございます。

条例で定める中で、訓練とか定期便とかそういった取決めがなく、重量で軽減しているという形になっていきますので、それで計算するとゼロになる、ゼロというか取らないという形になってございます。

○又吉清義委員 ごめんなさい。非常に何か分かりづらいんですが、もう少し簡潔にできませんか。取らない理由は簡潔に何ですか。それ非常に回りくどい言い方をしているものですから、なかなか理解に苦しむんですけど。

○大城嘉和空港課長 条例では航空機の重量が15トン以下の航空機につきましては、着陸料ゼロに定めてございます。それに沿って着陸料を取っていないということでございます。

○又吉清義委員 そうするとこれ今後も例えば、やはりお互い維持管理で、条例で決めているから取っていないと。条例で決めれば、着陸料を取ることもできると理解していいんですか。

○大城嘉和空港課長 そのとおりでございます。

○又吉清義委員　ぜひそういったものもまたついでに考え直したほうが非常に得策なのかなということと、あと1点確認です。県からのこの交付金でやる中で、先ほど慶良間からの持ち出しは一切ないということでしたよね。当初の説明では、管理している自治体も持ち出しがあるような言い方にちょっと聞こえたもんですから、そこから地域からの持ち出しは、委託を受けている地域は一切持ち出しはないということで理解してよろしいですよ。全て県の交付金で賄っていると。これはどうなっていますか。

○大城嘉和空港課長　全体の額になりますが、令和6年度は9空港で3800万円ぐらい、市町村が持ち出しているというところでございます。

令和7年度は、空港間流用したりとか、補正を組んだりとかして、持ち出しがないように調整しているというところでございます。

○又吉清義委員　それ令和6年度で3800万の持ち出し。これ当初から持ち出しは、ずっとある中で、少し着陸料もこれ考え直したほうがいいんじゃないですか、これは。無料で貸して地域は……まるっきりやるなと言いませんけど、これは今までずっと、当初開港以来、これを行っているわけですよ。開港というんですか。この空港の。

○大城嘉和空港課長　すみません。ちょっと手元に着陸の減免は、いつからやったかというのはちょっと手元にないんですけど、減免をやって、かなり時間はたっているというところでございます。

○又吉清義委員　どんなですか、考え方として、今、多分県が交付金の持ち出しは先ほど1928万ほど出していると。多分これは、ここ数年で、10年前から同じ金額なのか、私は分からないんですけど、調べていないんですけど。しかし、当の座間味村は3800万を出すと……ああ全体で3800万。約半分ですよ。3800万のうち、皆さんが1900万出すということは、約半分になるわけですよ。だから、半分の持ち出しをさせている中で、時間短縮をした場合に皆さんも交付金も減る可能性があるとなった場合、やはりこれはそのまま地域に負担を少しでも和らげる意味では、皆さんが着陸料を取ればそれも賄うことができるんですが、これは減らすべきではないんじゃないかと思いますが、やはり時間短縮によって、その交付金も減らすという方針は、これもう決定なんですか。今から検討事項なんですか。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から議論がかみ合っていないとの指摘があり、執行部から3800万円の持ち出し金額は9空港全体の額であるとの補足説明があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

大城嘉和空港課長。

○大城嘉和空港課長 失礼しました。

令和6年度の慶良間空港、座間味村が持ち出している金額につきましては、約64万円になります。

○又吉清義委員 であれば、部長、思い切って県でその程度賄ったらどうですか。もう思いっきりやって、年間の条例改正をして着陸料を取れば、賄うこともできるんじゃないですかね。そういうふうにして、やはり地域も厳しい中ですね、そういった政策も私は必要かと思いますが、部長いかがですか。

○砂川勇二土木建築部長 先ほども答弁させていただきましたが、権限移譲交付金につきましては、かなり調整をして増額してもらっている状況でございます。先ほどもございましたが、令和6年度はちょっと持ち出しもありましたが、一部の空港で不用額も生じております。その実態を踏まえて、不用が出るぐらいであればほかの空港に回して使ってもらったほうがいいということがあるので、今年度は早めに、各空港と調整をして、不用が出そうであればほかに流用するという対応も取っております。先ほど課長から説明があったとおり補正も活用しながらやっております。令和7年度については持ち出しが生じないように、今取り組んでおります。

令和8年度についても交付金を増額してもらっているので、それで市町村と調整してまた持ち出しが出ないような形で対応はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○又吉清義委員 以上です。

努力してください。ありがとうございます。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第19号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第20号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長 表示同期しました資料1の2ページを御覧ください。

乙第20号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本議案は、都市公園において、業として動画を撮影することに係る利用料金の基準額を定めるとともに、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、公園管理者以外の者が管理することとなる奥武山公園の多目的広場に係る規定等を整理するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○喜納久都市公園課長 資料2-2により御説明します。

本改正案は、社会情勢の変化や公園管理の実態、自治体間の適切な役割分担を踏まえ、県営公園の適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的としております。

主な改正項目は、次の3点でございます。1、許可が必要な撮影行為の対象変更、2、利用料金の納付時期に関する規定の削除、3、奥武山公園多目的広場の有料公園施設からの削除。以下、各項目について説明いたします。

まず1点目は、公園内での行為の制限に関する改正です。

現行の条例では業として写真又は映画を撮影することを許可条件としておりますが、昨今、公園内で無人航空機（ドローン）を用いた撮影やSNS配信用の動画撮影により収入を得る者を確認しております。

これらは従来 of 映画撮影の定義に当てはまらないため、来園者のプライバシー保護等の懸念や撮影に伴う利用料金の徴収が困難な事例が生じておりました。

そこで、映画撮影という文言を動画撮影へと改めることで、近年の撮影形態の

変化に対して柔軟に対応し、公平な施設利用と適正な管理運営を確保してまいります。

2点目は、利用料金の納付手続の合理化です。

現行の条例では、利用料金は許可の際に納付することと規定されております。しかしながら、大型イベントや競技大会においては、当日の備品使用数などが直前まで確定せず、結果として追徴や還付の手続が必要となり、指定管理者及び主催者の事務負担が課題となっていました。

そのため、利用料金に係る納付時期の規定を削除することで、指定管理者及び主催者が利用実態に合わせた柔軟な運用を行えるようにし、事務の効率化と利用者へのサービス向上を図ってまいります。

続きまして、1ページのポンチ絵を御覧ください。

3点目は、奥武山公園における施設管理の整理についてです。

現在、奥武山公園では那覇市がプロ野球キャンプ継続や観光誘客の促進等を目的とした奥武山地域スポーツ観光交流拠点整備事業を進めております。

この事業に伴い、令和8年4月1日から多目的広場の管理を那覇市へ移行し、併せて少年野球場に多目的屋内運動施設を整備することで調整を進めております。

多目的広場の管理移行後は、那覇市が責任を持って管理・運営を行うこととなるため、本県の条例上の有料公園施設から当該広場を削除するものでございます。

これらにより、管理主体による運営を一元化し、施設の特徴や専門性を考慮した効率的かつ質の高いサービス提供が可能となるため、地域の活性化にもつながるものと考えております。

2ページから5ページは新旧対照表を、最終ページは提出議案の概要となっております。

以上で、乙第20号議案の説明を終わります。

○砂川勇二土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第20号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 少しお願いいたします。

今この映画から動画ということに変更になりますが、この違い、基準をもう少し明確にお願いいたします。

○喜納久都市公園課長 従来は映画というふうに定義していました。一方、今般まずドローンを使用した撮影であるとかユーチューブ等の動画コンテンツの作成、あとグループ活動による比較的規模の大きな動画撮影等といったものがございします。個人事業ではなくて、そういった業として商用目的として行う、そういった動画作成についても今般許可の対象とするべく、今回議案を提案しているところでございます。

以上でございます。

○山内末子委員 今SNSでの動画ということになりますと、今課長がおっしゃっていたように、ユーチューブだとかティックトックとか、個人でもやっていますけれど、ここに収益が発生しているのが多いんですよね。その辺を一体どうするのか、これは個人、事業として、組織ではなくても、個人でもやれば、これは収益が発生すると事業というふうにみなすんじゃないかというふうに理解をするんですけど、その辺の、どうやってこれを判断するのか。それちょっとお願いいたします。

○喜納久都市公園課長 お答えいたします。

まず、収益が発生するものにつきましては、そういった撮影につきましては、許可の対象と考えております。そこでどの範囲を行うかと。これも利用している実態を見ながら、収益が発生すると見込まれるものについては、指定管理者が指導監督を行って、許可を取るよう指導していくと、そのような運用を考えております。

以上です。

○山内末子委員 とてももう、この判断が難しいかなあと思うんですよね。個人で動画を撮影する。あるいはもう、こういった、携帯とかでやっている。別にこれもう普通に個人的にやっているふうにしかみなさないと思うんですけど、その辺のちょっとしっかりと届出をする人と、そうじゃない人たちとも、いろいろな意味で不公平感が出てきたり、そういうものをいかにこの指定管理者が見つけていくのか、なかなかこれって、外に出て、広報もそういう広報というのができないような状況にはなってくると思いますので、その辺を

しっかりやっていかないと、もう映画というのと、どうしてもそこは組織になってやってきますので、有料化というのはとてもやりやすかったと思うんですけど、今、このような動画という形になりますと、とても皆さんへの広報から含めて、曖昧なところが出てくるのかなと思っていますので、その辺の対策については、どのように考えていますでしょうか。

○喜納久都市公園課長 委員御指摘のとおり、なかなか判断が難しいというところかと考えています。まず県のこの条例の内容につきまして、ホームページ等々で、各公園への案内の中で、そういった業としての動画撮影については許可が必要ですといったところを周知してまいりたいなど。

あとは、やはり指定管理者としっかり確認の上、例えば土地を一定程度占用し、行っている活動等を見受けたら、そこですかさず確認を行って、必要があれば指導を行っていくと、そういったところでおっしゃるように、不平等感を感じないような対応といったものを取ってまいりたいなどと考えています。

以上でございます。

○山内末子委員 ぜひそこは不公平感が県民の間にならないような形での周知徹底、そこを工夫をして、ぜひお願いしたいと思います。

もう一点、今那覇市のほうに移管ということになってきますけれど、少年野球とかそこは今、少年野球の施設と、あとの多目的広場の今後の活用状況についてもう少し具体的にお願いいたします。

○喜納久都市公園課長 お答えいたします。

少年野球場につきましては、実は利用実態が少ないというような状況を確認しております。そういったところも踏まえまして、那覇市としては、この場所に、室内の多目的運動場を整備したいと。そうすることによって、プロ野球キャンプのときの、ブルペンとかにも使えるだろうというようなところで、利用頻度の低い少年野球場については、そういったように室内の運動場を整備したいと。多目的広場につきましては、こちら芝生の広場になっておりまして、那覇市としてはより施設を強化して、管理をしっかりやって、そこで利用していきたいと。そういった中で、那覇市としては、こういったところでまず利用頻度の少ない少年野球場をより室内運動場を整備して、利用頻度を高めていきたいと。多目的広場につきましては、さらに機能を強化して、しっかり管理した上で、活用していただくと。そんなふうなところで、今調整したところでございます。

以上でございます。

○山内末子委員 観光施設的なことも含めると、今後とてもしっかりとやっていけばさらなる推進になっていくというのは、期待はするんですけど、今後またJ1の施設も、完備をしていくということになりますと、この一体感とした形の中で、この利用者にとって、とても、もう利用者が不便な状況になるのか、あるいは、それともこの振興していくために、この那覇市に移管して、那覇市とこの沖縄県との、しっかりとした整合性のあるような活用、そこはとても大事だと思いますので、その辺のところをしっかりと那覇市のほうとの協議、それと県民への周知も含めて、利用者、巨人軍であったり、今後またJ1の施設であったり、そういった組織の皆さんたちとも、常に把握をしながら、やっていく必要があるのかなと思いますけど、この一帯について、協議会なり何なりそういうものをまたつくってやっていくということも必要になっていくのかなと思いますけど、その辺についてはいかがでしょうか。

○喜納久都市公園課長 委員御指摘のとおり、やはりより地域の方々が利用していくような形態であるべきかなと。今ちょっと定期ではないんですが、指定管理者を含めて、那覇市も含めて、管理する団体を集めて、定期的に会議を持っているのかなと思っています。

また、今般のこの多目的広場と少年野球場の施設整備についてはやはり施設を強化し、今後やはり県民、市民に、よりよく利用していただくという方向での整備かなと。それはやはりしっかり進めていく。

あと、おっしゃるようにそういった奥武山公園全体として、より利活用するような仕組みづくりについて、今後取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

○山内末子委員 よろしく願いいたします。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。
 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 お願いいたします。

今度那覇市が多目的を造るために、先ほどもあったんですけど、この少年野球、野球場だとかという部分に多目的を造ると、少年野球やっていないというのは、あそこで結構練習しているというのを僕らも結構見てはいるものですか

ら。多目的って有料ですので、多目的野球場のほうは有料ですので、なかなか使いきれないというところも現実の問題なんですよ。僕が指摘したいのは、今回2つ、那覇市に移管をするんですけど、これセルラー球場、野球場がありますよね。野球場はどこの管轄ですか。

○喜納久都市公園課長 お答えいたします。

セルラースタジアムは那覇市の管理でございます。

以上です。

○當間盛夫委員 皆さんのこの区分から見ると、これオレンジというのか赤というのかえんじ、これが皆さんの管轄になってくるんですけど、私の認識からすると、テニス場がありますね。テニス場、そして弓道場、プール、陸上競技場、このサブグラウンドというのは、これは県の文化観光スポーツ部の管理という認識でいいんでしょうか。

○喜納久都市公園課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○當間盛夫委員 皆さん今度、県のほうで、先ほどもあったんですけど、サッカースタジアム構想、これが出てきております、約264億という税金を使って、それだけのことをやろうとする中で、皆さん、文化スポーツとサッカースタジアムを含めた、この奥武山全体の在り方というのはどのような形で協議されていますでしょうか。

○喜納久都市公園課長 Jリーグスタジアムの有識者委員会がございまして、これに対しては、私も委員として参加しておりまして、その中で奥武山公園全体の、やはり一体的な発展であるとか活用であるとかといったところを議論して進めていると。委員おっしゃるように、いろいろな管理者がいる中でそういったものを奥武山公園全体として、発展していくような形で、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○當間盛夫委員 なかなか部署、部署というか、皆さん協議体を持って那覇市でも協議していますよというのがあってしょうけど、一体となっていないような感じがするんだよね。今度のものでもこれだけ野球場がある中で巨人が使っているからということで、サブグラウンドのテント張りの、キャンプのと

きに、もうそれではちょっとまずいから我々ほかのことも考えるよというところで、ちゃんとした多目的のものを造ってくれという要望の中でこれが出てくるわけさ。この分がね。那覇市はそれをやりたいからやってくる。本来、この奥武山って、亡くなった翁長市長の時代には那覇市に全部移管するというのも前提だったんですよ。これ何が前提かって言ったら、この陸上競技場にサッカースタジアムを那覇市が造ることが前提になっていて、ところがなかなか那覇市ではサッカースタジアムを造れないということで、また県にそのことが移管されて、ずっとこういう形で来ていると。本来、皆さんも、この奥武山公園全体はもう那覇市に移管したいというようなところ、僕はあると思うんですよ。ちょっとその辺の、那覇市に移管すると全体的にというような協議は、那覇市さんとはどういう形でなっていますか。

○喜納久都市公園課長 委員御指摘のとおり、過去にこの奥武山公園を那覇市に管理移管するというような協議を調整を行っておりました。で、今のところそういった協議がちょっと中断しているところでございます。中断というか、止まっているというような状況になっています。これにつきましては、実はまだ継続して協議していると考えておまして、今後那覇市さんともしっかりと、協議しながら、奥武山公園の移管については、今後また調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○當間盛夫委員 那覇市さんもこれだけ県都の那覇市ですし、今いろいろな形で、那覇市さんはこの公園のパーク P F I というような形で民間活用して、いろいろな形で公園の在り方ということを率先的にやっているところでもあるものですから、僕からするとこれね、県がこういう形で管理するよりは、もう那覇市さんに移管して、那覇市さんが思うような形での奥武山の全体の在り方ということを僕は那覇市さんと、しっかりとそのことをもってやるべきだと思うんですよ。県がやると、結果的に県は皆さんが管理する、そのスポーツ部分は文化スポーツ部がそのことをやってくるというような、二重的な僕は在り方ってもう少し、もうちょっと整理すべきだというふうに思います。これを機会にね、皆さん今回、この多目的も無料でやっていた野球場もそのことを那覇市さんに移管するわけですから、その移管をするという前提の中で、その全体的な在り方ということをもう一度やはり腰を据えてやっていくということが必要だと思うんですけど、この辺はどうでしょうか。

○喜納久都市公園課長 委員おっしゃるとおり、この奥武山公園の那覇市への移管につきましては、やはり相手方がいて、相手方と協議する必要があると。そういった中で、今委員、御指摘の件も踏まえて、那覇市としっかり協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○當間盛夫委員 那覇市は全体やるとお金がかかるから運営費がかかるからやらないというところもあるかというふうに思うんですけど、それは県もいろいろと連携をとって県もサポートするというような形のことをしっかりと協議して、進めていってもらえればと思っております。これはもう提言として終わります。

以上です。

○仲里全孝委員長 當間盛夫委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 条例の説明の3のほうについて、1、2、3あります。3のほうについて、ちょっと御説明願いたいと思います。

説明の3にどのように書かれているかというのと、沖縄県都市公園条例第25条第1項にて、有料公園施設等の利用に係る利用料金の納付を定めているが、納付時期を削除することで指定管理者における施設管理運用の柔軟化を図ることなんですが、納付時期を削除するということは、これがどのように変わるのか、御説明をお願いいたします。

○喜納久都市公園課長 まず、利用料金の納付手続につきましては、現行の条例上では、利用料金は許可の際に納付するということと規定されております。この許可の際というものを取り除いて、柔軟な運用を可能にしていきたいと、そのようなことでございます。

以上でございます。

○又吉清義委員 今までは許可の際にこれを納付しているのが現状でした。これを削除することによって、柔軟な運用というのは何がどう変わりますか。

○喜納久都市公園課長 御説明いたします。

まず、大型イベントですね。大型イベント、例えば奥武山公園であるとか、県総合運動公園でお祭りとか、マラソン大会、それから大型のコンサートですね、そういった大型イベントの際に、当日の備品の使用数など、これが直前まで決まらないといったところで、結果として、追徴であるとか、還付の手続きが必要になると。そういったところで、この大型イベントのときに、そういったようにちょっと条例上の規定と、それから自治体の現場の運用で、ちょっと違いが生じてしまって、これまで問題があったのかなと。その大型イベント時においてのそういった対応を可能とするために、許可の際にというものを削除したいと、そのような考えでございます。

○又吉清義委員 現状はよく分かります。

今、ですから大型イベント、要するに県が管理している施設、6施設ですね、この公園、都市公園条例で管理しているところ。そこで大型イベントは年に約10本もないわけですよ。例えばこの10本のために柔軟化のために、全ての公園、例えば施設、許可するとともに使用料金を払うのを削除するというのはいかがなものかなと。逆に10本もない大きなイベントですから、逆に特例として設けたほうがよろしいのではないのかなと。非常に気になるのは、そこで、納付時期を削除するということは、とても皮肉った考え方をしますと、いつまでにこの利用料金を納めればいいんですかと。決まりがこれから見て分からないわけですよ。別に1年後であろうが2年後であろうが、皆さんで見えてこないものですから、逆に混乱を招きませんかと。ですからこういった大型イベントだけだから、特例を設けて、使用料は特例により後日納めることもできる、一筆入れれば何ら問題はないわけですよ。例えば施設を利用する方で、ぜひ皆さん、県が管理しているところ、これ以外は使う前に全部入場料を払う、使用料を払うわけですよ。そうするとこれも皆さんの条例からすると今後施設を使うことは全部使った後に払っていいんですよと。こういう解釈にもなりませんかと。だからこれはいかがなものかなと思うんですが、なぜ特例も設けずに、10本のために、全ての公園までそれを変える必要があるのか。私はこれは考え直してもいいかと思うんですけどね。

○喜納久都市公園課長 委員のおっしゃるような特例を設けると。当初はそういった案も、その条例の改正の中で検討しておりました。そこで、文書法規担当と調整する中で、他条例において、そういった沖縄県が所管している指定管理施設の利用料金に係る条例は21ございまして、うち利用料の納付時期を記載しているのは、公園以外では2施設、公園を含めて3施設だけですよという

ことでございます。そういったところで、そういった他条例にそろえるような格好で、現在の文言といったのが望ましいんじゃないかというところで文書法規担当と調整しまして、今回の改正案に至っているというような状況でございます。

以上でございます。

○又吉清義委員 なかなか理解しづらいですね。削除することができず、一体全体いつ納付をするんですか。どのように皆さん、周知徹底するかということですよ。

○喜納久都市公園課長 お答えいたします。

まず、今回の条例を改正して、一般利用につきましては、従来どおり許可の際に料金を納めていただくと。これは変わらないのかなど。これは、指定管理者の運用の中で、条例からこの文言を残したとしても、許可を受けた際に受け取るよということで運用していると、一般利用は何も変わらないと。そこで大型イベントにつきましては、今回この許可の際をなくした上で、精算して支払えるようにしていくと。そういった大型イベントにつきましては毎年行われていると。主催者に対して、指定管理者も調整できるというようなところで、そういった中で、一般利用は変わらないですよ。特別利用については大型イベントについてはしっかり指定管理者が内容を審査した上で、利用料金を徴収していくという、そういった運用でしっかり対応してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○又吉清義委員 ですから、このように大型イベントのためにはそうすると、であるならばこの大型イベントのためだから、特例になっているわけですよ。一般利用と大型イベントの違いは皆さんどのようにするんですか。基準は。難しいですよ。個人で大型イベントもできるわけですよ。一般の方々で。今皆さんの考えからすると、産業まつりであり、高校の総体であり、それ以外ないものと思っているけど、個人で大きなイベントした場合、該当するかしないか、ややこしくなりますよ。皆さん。

○喜納久都市公園課長 そういった個人利用による大型イベント。それにつきましても、やはり申請時にしっかりと指定管理者がチェックし、その内容を確認した上で、こういった時期に利用料金を徴収するのが適当なのか。そこらは

指定管理者のほうで、しっかり確認して対応できると、そのように考えております。

以上でございます。

○又吉清義委員 対応できないと言っていないですよ。対応がばらばらになりますよ。A社は1か月後、B社は使って翌日と。皆さん基準がないですよってば。基準がないのをどのようにこの行政一つ一つに、君たちはまだ、どれくらい使ったか分からないから、じゃ、これできたからいいや、これ1週間後になるかもしれない。こっちは時間がかかったから1か月になるかもしれない。普通納付期限というのは統一をされておかないと。納付期限を統一をされて、これからどうするかというのは分かるんですが、納付期限もないと。税金でさえも納付期限があるわけですよ。皆さん、税金の支払いも、これも全く納付期限がないと。削除する場合は。だから、今特例の大型イベントを使い、扱い勝手しやすいということであれば、そこに特例事項でそこだけを設定すればそれで全て解決するわけじゃないですか。全てを。

そしてなぜ皆さん、一般の方々と、大型イベントで、この君たちは先払いなさい、君たちは後でいいと。不公平さが生じませんか。同じ有料公園を利用するのに、一方は先払い、一方は払わなくていいと。二重構造になっていませんか。私はそういうふうにしか思いせんけどね。

○喜納久都市公園課長 お答えいたします。

まず、従来的一般利用の際に、一般利用も大型イベントについても、許可の際に一度支払っていただいたと。従来的一般利用の方から、やはりこの許可の際に支払うことについて、特に従来どおりの確保ということで変わりがないのかなと、そこで混乱は生じないのかなと。一方、現在の条文上では、この大型イベント時にやはりちょっと混乱が生じたといったところで、この条文を変えることによって、大型イベントの、そのときの混乱を解消したいと考えております。

そこで、どういったものが大型イベントに当たるのかといったところについては、今後指定管理者で統一するような格好でガイドラインなりを設けて、そこでしっかり、どういった時点でこういった大型イベントの扱いをするのかといったのを取り組んでいきたいなと考えています。

以上でございます。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から質疑と答弁内容について確認があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

喜納久都市公園課長。

○喜納久都市公園課長 お答えいたします。

納付書の中に納付期限を打つと。これは一般利用も大型イベントも変わらないと、そのように考えております。

以上でございます。

○又吉清義委員 まだ理解できないんですけど、ですから、従来の方法で皆さん、大型イベントのためにこれは変えたいと。ですから、あと1項目を大型イベント使用後に納めることと、一行入れたらそれで全て終わりじゃないですかと。

○砂川勇二土木建築部長 少し錯綜しているようではありますが、課長から説明があったとおり、大型イベント等に関しては、実際やってみないと、場所だったりとか決まらないということもございます。それでこれまで混乱が生じていたということで、その納付時期をなくそうということなんですけれども。一般利用に関しては、例えて言うならばテニスコートとか、そういうもう使うものが確定しているものについては、申請時点で納付書出して、いつまでに払ってくださいってのは可能です。ただそういう大型イベント、要するに後々精査した上で確定しなければいけないものもございますので、そういうものに関しては調整の上、それが確定した時点で、納付書を発出して、いつまでに払ってくださいというようなこういう柔軟な対応を取れるように、使い道が確定して場所も確定しているものについてはすぐその場で申請時に納めてくださいというのもできますので、そういう柔軟な対応を取りたいということで今回の条例の改正をしたいということでございます。

○又吉清義委員 理解していますよ。ですから大型イベントに関してはそういう条項を入れたらそれで終わりじゃないですかと聞いているんですよ。あえて、全体的に許可するとともに納めていた納付期限を削除するんですかと。これそのまま入っている中で、特例に一行入れたら終わりじゃないですかと。

先ほど確定というものに関してどういう事例があるというかと、現場でこう

いうことがあるわけさ。大型イベントをする中で、皆さんでここを仮押さえをしている。使っています。しかし、確定したときに、事業終わったときに使えませんでしたからこれ払わなくていいですよと、そういった現象も出ているわけですよ。仮押さえする中で、そういう事例も出ているわけですよ。ですから、じゃ、Aという大型イベントを使う中で、押さええている場所が、いや実際やっていない、ごめんなさい、これ使わなかったからこれをまた確定し、使えませんでしたからこれも減額しましょうねとなった場合、Bさんが使えば、Aのところは使えなくなるわけですよ。だから、そういった現象も出ているのも事実なんですけど、それでいいですかと。だから私は、理解できないんですけど、特例事項、普通は、だから公園施設利用に関して、やはり市長とか、トップが認めるか、その場限りによって条項が入っているんですが。皆さん入っていないものですから、それを入れてしまえば、それ一行を足すだけで全てが解決するんじゃないですかと、私はそれ聞いているわけですよ。あえて前提的に、今まで使用料を後で払う。終わった後に確定するというのは今後いろいろな私たちの予期しない影響が出てきませんかと聞いているわけですよ。

○喜納久都市公園課長 今、委員御指摘の仮押さえといったものにつきましては、まず申請書の中身を精査いたしまして、しっかりこれを利用するといったところを確認した上で、許可を与えるというふうなところで対応できると考えております。先ほど特例を一文追加したらどうかというものにつきましては、この案につきましても再検討しまして、文書法規担当と調整したところ、ほかの条例では、そういった逆に納付期限というのを打っていないので、他条例と合わせて、その納付期限を外したほうがいいんじゃないかというような調整になりましたので、今回こういった形になっていると。

以上でございます。

○又吉清義委員 もう全然かみ合わないんですけど。非常にだから、今後利用するに当たって、この仕分、かなり私は厳しくなるかと思えますよ。逆に従来どおりの中にただ一行入れて、特例事項を入れてしまえば、全てがこれで終わりなのに、この解釈の違いによって、一般の方々、イベントするの方々、私はいろいろ現場でトラブルが生じないかと。皆さんがいう大型イベントで取決めも十分じゃないと。しかしやろうとする側からすればこれは大型イベントですよ。この仕分もした場合、何で自分たちは先に払うの、自分たちは1か月後ですんで、1年後でいいんだろうし、期限もないんだろうし。そういう混乱を招きませんかと私は言っているから、特例事項を設けたほうがいいんじゃないの

と聞いているわけですよ。あえてこういうふうに、将来的に混乱が生じてくるんじゃない。私は現場を預かる人は大変かと思いますよ。先ほどの仮押さえですが、仮押さえも、例えばいつまでに確定するのかわからないのか、全部各施設あるわけですよ。当日になって使ったからどうのこうのじゃないんですよ。本当に使うんですか使わないんですかと。いつまでに締切りというのはあるわけですよ。今県のほうはそうじゃない。仮押さえをして、イベントが終わってしまっただけで、初めてここ、ごめんなさい、使いませんでした、こっちキャンセルですねと。ここはBが追加しました。Bは追加しても構わないわけですよ。別に追加料金でいただければ、そういったのを今から出てこないかということは非常に気にしますから。もう少し、この条例の中身をもう少し精査して、やったほうがいいんじゃないのという私はその混乱が出てくるかと思いますよ。

○砂川勇二土木建築部長 仮押さえの話なんですけれども、申請時に確保していた場所、それをその当日までにキャンセルがない場合は、やはりその料金を取らないといけないと思います。

逆に特例で大規模イベントと打ってしまうと、その大規模イベントの定義で、逆に混乱することもありえますので、それについてはそのイベントをやる場所との調整とか、その辺りで確認していくというほうがいいのではないかなと考えます。

以上でございます。

○又吉清義委員 かみ合いませんですけど。非常に私は将来的に混乱が起きるだろうと、現場で見えていますよ。だって、使用料を皆さん明確に使った後に払っていいということ自体、この払い方によって、いろいろなものが出てくるだろうということで、私はもう一度これも精査してから、やはりこの使用料の在り方というのは、もう一度考え直してみたらどうかなあということを提言しておきます。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありますか。

糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員 先ほど山内委員からもあったんですけど、この業としての動画撮影ということで、映画が動画に変わったわけなんですけれども、確かに非常に定義が難しいというところあると思います。今、今回公園法の条例の改正とい

うことで、この映画というところを動画に変えただけの改正になっていますけれども。この業としての行為の定義とか、許可基準というのは、これは施行規則の中で、今後定めていくという理解でよろしいのでしょうか。

○喜納久都市公園課長 委員御指摘のとおり、そういったその内容について、こういったところにやるのかといった、そういった取決めについては、今後検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○糸数昌洋委員 映画の場合は、やはり映画を撮る監督がいて、非常に組織として映画というのは撮っていく。動画というのは個人でも撮れるし、業としてということであれば、個人であれ何であれ、ある意味でいえば素人でもできるという状況の中で、このプライバシーの保護という話がさっきありましたけれども、特にやはり公園という開かれた空間の中で、そういう動画が自由に撮られるという状況になったときの、やはりプライバシー保護への対応というものは現時点でどういうふうに考えられていますか。

○喜納久都市公園課長 プライバシーの保護につきまして、現在ちょっと具体の取決めというのではないんですが、やはりおっしゃるとおり、今般社会情勢は刻々変化していくと。都市公園におけるそういった撮影におけるプライバシーの保護について、ちょっと他府県の事例等も含めて、今後検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○糸数昌洋委員 ですね。やっぱりドローンとか使ってくると、もう上から撮られちゃうので。なかなかやはりその辺のプライバシー保護というのが、しっかり守られるのかどうかというのは非常に懸念されるところだと思いますので、先行している自治体の状況をよく勘案して、施行規則等にしっかり盛り込んでいただきたいなということは要望しておきたいと思います。

それとそれに伴って使用料が、この使用料についてはこれまで同様な感じはしますが、頂いた資料を見ると、例えば映画については1万880円、これ1日ですかね。この利用料はそのまま据置き、動画の場合もという理解でよろしいんですか。

○喜納久都市公園課長 委員おっしゃるとおり、据置きでございます。

○糸数昌洋委員 この動画の上に写真というのがありますけど、これも1日460円という、非常にこの辺の料金の検討というのはいかなるかなというの思いますね。やはり写真含め動画等の利用の範囲というのが非常に大きくなっているんで、さっき言ったSNS等の利用もあってですね。例えば横浜市なんかは商業撮影は1万5000円ですよ。非商業であっても、例えば記念撮影とかでも4000円ぐらい取るという。様々な今利活用の方が非常に広がっているということで、そこから生み出される利益の幅もどんどん大きくなっている中でね。この利用料金が適切かどうか、写真、動画も含めて、ここもぜひ御検討いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○喜納久都市公園課長 委員御指摘のとおり、今般社会情勢の変化によって、様々に状況が変化すると。そういったこの利用料金、撮影における利用料金につきましても、他府県の事例も含めまして、今後、適正な価格について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○糸数昌洋委員 終わります。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。
下地康教委員。

○下地康教委員 今回の事業概要と、資料の中であるんですけども。総事業費が35億余り。事業の目的等々、記載されているんですけども。これは、この事業費、工事をやるわけですよね。施設を造るわけですから。この施設の所有者というのはどこになりますか。

○喜納久都市公園課長 お答えいたします。
沖縄県になります。

○下地康教委員 県が管理する公園内に那覇市の施設を占用するわけですから、その手続というのはあるんですか。

○喜納久都市公園課長 すみません。先ほどの答弁の中で、今沖縄県のものですとお答えしたんですが、まず場所とか現在ある施設については、沖縄県です

よと。これにつきまして、後で那覇市さんが追加した施設については、那覇市さんの施設でございます。

以上でございます。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地委員から先ほどの質疑に対する答弁漏れの確認があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

喜納久都市公園課長。

○喜納久都市公園課長 お答えいたします。

都市公園法に基づく設置管理許可といった手続を行います。

以上でございます。

○下地康教委員 これ占用にならないんですか。

○喜納久都市公園課長 都市公園法は、那覇市が設置許可申請というのを行いまして、これに対して沖縄県が許可をするというような手続になります。

以上でございます。

○下地康教委員 公園法では、許可で終わるという理解でよろしいですかということと、これ占用許可みたいなのは必要なんじゃないですか。

○喜納久都市公園課長 まず都市公園法の整理としまして、公園施設の場合は、公園施設という定義がございまして、この公園施設の場合は設置管理許可というのを与えると。公園施設以外については占用というような手続がございまして、占用申請を行って許可を与えると。で、この施設ごとにちょっと、許可が変わるというところでございます。

以上でございます。

○下地康教委員 今回のケースは占用許可は要らないという理解でよろしいですか。

○喜納久都市公園課長 そのとおりでございます。

○下地康教委員 この施設の維持管理費は、もちろん那覇市という形になるわけですね。

○喜納久都市公園課長 そのとおりでございます。

○下地康教委員 ちなみにこの施設というのはいつまで許可をするという形になっていますか。

○喜納久都市公園課長 お答えいたします。

許可の期限は10年間としております。

以上でございます。

○下地康教委員 これ10年ごとに更新があるという理解でよろしいですか。

○喜納久都市公園課長 そのとおりでございます。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第20号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第32号議案工事請負契約についてを議題といたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長 続きまして、表示同期しました資料1の3ページを御覧ください。

乙第32号議案工事請負契約について、御説明いたします。

本議案は、沖縄県道路照明灯一斉LED化事業の工事請負契約について、議会の議決を求めるものであります。

契約金額は15億5210万円で、契約の相手方は、岩崎電気株式会社、株式会

社沖電工の２者で構成する共同事業体であります。

当該事業は、沖縄本島及び離島における県管理道路の既設道路照明灯の調査、設計、ＬＥＤ灯具への取替えを１年間で行い、維持管理、省エネルギー等の削減量の保証、省エネルギー量を把握するための計測・検証等を包括的エネルギーサービスとして１０年間行う事業であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○安里嗣也道路管理課長 資料２－３により御説明します。

１ページ目を御覧ください。

本事業では、ＥＳＣＯ事業による道路照明灯のＬＥＤ化を採用しております。

ＥＳＣＯ事業について、御説明いたします。図－１を御覧ください。

ＥＳＣＯ事業とは、事業者が顧客に事業の実施に必要な設計、施工、維持管理等の包括的なサービスを提供し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する事業です。

サービス料の支払いに当たっては、各年度に省エネルギー効果の計測・検証を行い、保証された効果を確認することにより、各年度契約された額を支払います。

本事業のＥＳＣＯ事業における契約について、御説明いたします。

図－２を御覧ください。

本事業でのＥＳＣＯ事業は、契約の相手方となる岩崎電気株式会社、株式会社沖電工が沖縄県の事業実施に必要な、県管理道路における既設道路照明灯の調査、設計、ＬＥＤ灯具への取替えを１年間で行い、維持管理、電気料金の削減額の保証、電気料金を把握するための計測・検証等を包括的なサービスとして１０年間行う事業となっております。

ＥＳＣＯ事業を活用することにより、１年で一斉にＬＥＤ灯具へ取り替えることで、電気料金及び二酸化炭素の削減を、早期に享受することができます。また、契約の相手方と包括的な契約を行うことにより、確実な資材を確保するとともに、離島地域も含め県内で同一水準のサービスを提供することが可能になります。

２ページ目を御覧ください。

本事業の事業効果について御説明いたします。令和８年度に県管理道路における既設道路照明灯の調査、設計、ＬＥＤ灯具へ取替えを行います。

本事業で一斉にＬＥＤ灯具へ取り替えることで、電気料金を６割程度削減できると見込んでおります。

３ページ目を御覧ください。

提出議案の概要について御説明いたします。上から3つ目の項目、議案の概要の2、契約の方法は、プロポーザル方式の随意契約としており、今回は2者応募がございました。

3の契約金額は、15億5210万円で、仮契約を締結しております。

4の契約の相手方は、岩崎電気株式会社、株式会社沖電工の共同事業体になります。

共同事業体の代表構成員には事業役割として、契約等に関する諸手続、事業計画書の作成、関係書類の作成、事業期間における省エネルギー量を把握するための計測・検証等、事業全般の取りまとめを行います。

その他の構成員には、既設道路照明灯の調査、設計、LED灯具へ取替えを行う施工役割と、取り替えた後に道路照明灯の維持管理を行う、維持管理役割がございます。

本事業では事業役割を岩崎電気株式会社が担い、施工役割及び維持管理役割を株式会社沖電工が担います。

4ページ目を御覧ください。

本事業のスケジュールについて御説明いたします。令和8年度にて県管理道路における既設道路照明灯の調査、設計、LED灯具へ取替えを行い、令和9年度から令和18年度までの10年間、道路照明灯の維持管理を行います。

以上で、乙第32号議案の説明を終わります。

○砂川勇二土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第32号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

新垣光荣委員。

○新垣光荣委員 それでは乙第32号議案の質疑を行います。よろしくお願いいたします。

ただいま説明いただきました維持管理費等の費用について、サービス料の支払料が1億4190万円になっているんですけど、これ10年間でということでしょうか。

○安里嗣也道路管理課長 10年間の費用でございます。

○新垣光栄委員 現在、今の電気料金ですね、現在の電気料金は、幾らぐらい今かかっているのか。お願いいたします。

○安里嗣也道路管理課長 近年の道路照明の電気料金ですが、約1億9000万円程度となっております。

○新垣光栄委員 工事をやる、省エネLED化によって省エネになると思うんですけども、削減はどれぐらい今見込んでいるのか。

○安里嗣也道路管理課長 6割程度削減を見込んでおりますので、現在平均的に約1億9000万程度ですので、平均として約1億余り、1億1000万程度削減することになります。

○新垣光栄委員 今1億程度削減された中で、維持管理費は10年間で1億4000万円ですと、その辺は管理としてはいいのかなと思っています。それで、そういう取扱いの費用ですね、今支柱も一緒に取り替えるのか、灯具だけになるのか。お願いいたします。

○安里嗣也道路管理課長 今回の事業は灯具だけの取替え事業となっております。

○新垣光栄委員 今10年間ということなんですけれども、10年以降はまた同じような契約になるのか。今どのように考えておりますか。

○安里嗣也道路管理課長 10年後以降は、またESCO事業はやるかどうかというのは、通常の管理に移行することになるというふうに考えております。

○新垣光栄委員 電気料金は1億ぐらい削減できるということなんですけれども、今実際、沖縄県の県道ですね、管理委託をしていると思うんですけども、その管理委託費というのはどれぐらいですか。

○安里嗣也道路管理課長 道路照明だけではなくて、伐採とか、13億程度になっていたかと思います。

○新垣光栄委員 その中で電気は、電気だけの管理というのはもうないんで含まれているということです、そうすると道路管理の中のこの電気、今、管理を、もうE S C O事業で任せるわけですから、その辺は減額になるのかな、道路管理の部分。この事業が始まった先には。今の管理費用に電気の管理が含まれているわけですね。E S C O事業にやることによってこの管理がなくなるわけですね、電気の。そうすると削減になるのかなということです。

○安里嗣也道路管理課長 道路照明の管理自体は削減されますので、その分をまた別の費用に、道路のほかの不具合とか出たところに回せていくので、県としては、ここで削減できた分、道路維持管理の費用が、また別のものに使えるということで、有効的な事業かというふうに考えております。

○新垣光栄委員 そうすると電気料削減の上に、また管理費も削減するという事で、もう本当にいい計画だなあと考えていますので、また頑張ってください。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。
下地康教委員。

○下地康教委員 1つだけ、これは全島と。沖縄県全体と。これももちろん離島も入りますよね。

○安里嗣也道路管理課長 離島も含めた沖縄県全域でございます。

○下地康教委員 市道までやってくださいってことじゃないんですけどね。県道ということですね。それで、この事業の工事のスケジュールというんですかね。それはどういう順番でされるんですかね。工事期間がありますよね。

○安里嗣也道路管理課長 4ページの資料を見ていただけますか。こちらが事業のスケジュールとなっております、まず先ほど申し上げた調査設計とかいろいろやるのが令和8年度の4月から8月ぐらいまでやりまして、一斉に各地域ですね、工事の担当の業者さんがいますので、その9月から令和8年3月まで、各地域をどんどん施工していくというスケジュールで今考えております。

○下地康教委員 例えば宮古地区、八重山地区、中部、南部、北部とエリアがあるとすればですよ。これはもう一挙に同時にスタートという理解でよろしいですか。

○安里嗣也道路管理課長 各地区に、今回の施工役割として沖電工さんが中心となって、各地区に協力いただける業者さんと、今後、別の事業、会社さんと契約することになるかと思うんですが、皆さんが各地区でどんどん取替えを始めていくという計画になっております。

○下地康教委員 これお願いがあります。要するに発注者として、エリア分けがあるとすればですよ。これ同時に、工事をするようにやっていただきたい。というのは、本島をやって、離島が後回しとか、そういったものは、ちょっと違和感がありますので。このエリア分けがあるとすれば、そのエリアを同時に工事をスタートすると。もちろん離島も同時にということを十分発注者側として指導していただきたい。そういう要望ですが、部長どうですか。

○砂川勇二土木建築部長 先ほど課長からも答弁ございましたが、各地区で協力してもらう会社のほうに施工するという事で事業を進めておりますので、取りこぼしのないように、できるだけ同時にスタートできるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○下地康教委員 取りこぼしじゃなくて、同時にお願いします。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 ぜひ部長の出身地である宮古から先にやってください。

今回この契約金額15億5000万というのがあって、内訳を教えてくださいませんか。この予算の出どころの内訳。

○安里嗣也道路管理課長 資料1ページ、少し御覧いただきまして、右のほうにサービス料の支払いというのがございますが、これは事業の必要な金額となっております、調査、設計、施工等で約14億円ですね。取替え含めて。

予算としましては脱炭素推進事業債ということで、起債事業を活用して実施します。

脱炭素推進事業債を活用いたしまして、9割がその起債事業で、1割が県の単独費で、50%が交付税措置をされるという事業となっております。

○當間盛夫委員 今回こういう形で、起債事業含めて国からもあったということで、ESCO事業ということも使えたということで、今回この一斉にこのLEDに替えるという経緯はどういうのがあったんですか。

○安里嗣也道路管理課長 すみません、少し訂正させていただいてから。

先ほど多くが起債事業というふうにお話をさせていただいたんですが、維持管理費の1億4000万につきましては、これ電気料を削減したもので賄えますので、実際は14億が起債事業と県の単独費ということとなっております。

ESCO事業というのは、先ほど申し上げたように一斉に取り替えるということで、令和8年度で取り替えて、令和9年度から、そういった6割の電気料金削減できるということもございます。それが一斉に取り替えると電気料金の削減というのも早く享受できるということもございます。

もう一つは、これ現在の道路照明というのを、ナトリウムランプとかそういった既存のランプ自体が、もう製造自体がどんどん少なく、中止とかございまして、在庫がなくなっている状況でございます。何か不具合があったときにそれは取り替える必要がある場合にも、LED化にしておけば、今後、安定的な維持管理ができるということで、今回ESCO事業で一斉に取り替えて、10年間維持管理をするという事業を実施しているということでございます。

以上です。

○當間盛夫委員 先ほど年間の電気料金約1億余りだということでこれが6割、電気料金が削減できるだろうというものでありました。今回こういう形で、プロポーザルの中でのESCO事業を使って15億というのがあるんですけど。これ例えば従来の皆さんがやる公共工事的な部分で、この事業をやろうとしたら、大体どれぐらいの予算になるという概算があるのか、ないのか、お持ちなのかちょっとその辺をお聞かせください。

○安里嗣也道路管理課長 従来でやるって、ちょっと手元に資料がないんですがやはり相当数の工事といいますか、業務を発注しないといけなくなります。そうした場合には、やはりその個別で分けた場合にはその分、諸経費というの

がかかってきますので、やはりこうまとめてこういった取替えをやったほうが経済的になると。あとは例えば30件、40件、50件とか、100件まではいかないとは思いますが、そうなるとその分の管理自体も非常に、管理する県からすると非常に煩雑になるというのもございますので、一斉に、この金額は15億ではあるんですが、やれば、経費の削減にもなりますし、管理的な面でもいいのかなというふうに考えておりまして、このESCO事業を採用しているところでございます。

○當間盛夫委員 僕は今回皆さんがよく、こういう形で踏み込んだなというふうにも思っているんですよ。本来であれば、官公需業者から反対が来たはずなんです。公共工事だから、できるだけいろいろな形で工事を発注してほしいというのが、業者の分であるんですけど、これだけ一斉にやるということになると、公共単価ということでもない。いろいろな意味で、そういう製品等も皆さんがではなくて、岩崎産業さんがしっかりと、それだけの在庫をお持ちだということも含めて、岩崎産業さんという形もやる。事業は沖電工さんということで、全県の事業者を網羅している沖電工さんでしょうから、エリア的にそういう形ができるという部分で、僕はこれ評価しているのがあるんですよ。僕は一番、皆さんが今回照明という部分で、このLEDも、先ほど在庫という問題もありました。今もう蛍光灯はもう製造中止ということで、このLED化をどうするのかと。昨今の電気料金の高騰ということ含めると、いかに省エネをするかということが大事な部分があるんですというふうに思っている。全く皆さんの管轄の中で、これもう住宅課がいらないからなんですけど、部長。これ今、該当のものでいいんですけど。我々県は県営住宅を抱えているんですよ。この県営住宅、皆さん、以前に管理戸数が1万7000戸余り、管理あるんですよ。これ住宅課がいらないと思うんですけど、まだまだLED化は進んでないと思うんですよ。その辺の県営住宅のこのLED化も僕はこういう形で一斉にやるべきだというふうに思うんですよ。だってね、もうこれだけ電気料金上がるのであれば、そういう部分で、光熱費はこれは入居者が持つわけですから。しかし、このLEDに変えるのは、我々県がやらないといけないんです。皆さんがやらないといけない事業なんです。だからそういったことを考えると、この照明とは全く違う次元の話になってくるわけさ。これ一斉にできる。ところが、県営住宅は入居している。入居しているからこの入居する部分でのいろいろなものがあって、これもさっき僕は沖電工さんというもので評価したんですけど、そういう部分で、例えば、県営住宅をやるときには、この北部の事業者を使う、中部の事業者を使う。宮古の事業者を使うというような形で

の、やはりその地域に影響を与える地域経済にも影響を与えるような形でこのLED化を推進するということを土木がしっかりとやってもらえれば、僕はこれは地域にとっても大変重要な事業になってくるなというふうにも思っているんですけど、それを含めてちょっと。

○金城新吾建築都市統括監 県営住宅について、同じようにLED化というのを今検討しているところです。ただ道路と違うのは、共用部分に照明が蛍光灯で設置されている状況ですけど、共用部分の電気料というのは自治会のほうで支払うものです。ですから、その効果というのが今道路照明は県のほうで支払っていますんで、その違いもあって、どういう手法でやるかというの、指定管理者とか、一緒に考えているところです。まだ、それが決まっていなくて、今後検討していく状況になっております。

○當間盛夫委員 ぜひこの辺は進めていってもらいたいと思います。替える、どうしても替えないといけない事業なんですよ。待つ事業じゃないんですよ。だってもう照明がないわけだから、LED化もこれから今世界的なものからすると、間違うと、中国はLEDも日本には輸出しないという可能性も出てくるわけです。そういったものから考えると、替えるのは皆さんですよ。でも支払うのは言うように、その住居者負担という形になるわけですから。でも住居者はこの分でLED化になったことで電気料金が下がるということは、僕はね、県民サービスとしても、これは皆さんしっかりと知恵を絞って、どういう形でできるのかということ、こういうこのESCO事業の部分では使えないということも私は認識はしていますので、それに見合うような形でどうできるかということ、ぜひ検討を速やかにね、検討してもらえればというふうに思っています。

これはもう提言として終わります。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時30分再開

○仲里全孝委員長 再開いたします。

午前中に引き続き質疑を行います。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 こんにちは。

ＬＥＤに変えることで、この電気量の差、幾らぐらい年間変わりますかね。

○安里嗣也道路管理課長 ６割程度低減できるということで、約１億円程度の電気料金の削減を見込んでおります。

○喜屋武力委員 ６割。県道、国道もですか。県道、国道。県道だけですか。

○安里嗣也道路管理課長 県が管理している道路全てでして、県道とあとは補助国道と言われる国が直轄以外の管理する国道も。

○喜屋武力委員 新たにやはり各市町村からも、県道はこれを立ててほしいという要請もあると思うんですよ。そういったものに関しても含まれているのかな。

○安里嗣也道路管理課長 現在設置されている道路照明灯のＬＥＤへの交換ということですので、要請とか要望等で上がっているものというよりも、現在立っているものという事業でございます。

○喜屋武力委員 やはり各市町村からも、多分県道に関しては、この街路灯ですか、これを立てて、暗いから立ててほしいという要請もたくさんあると思うんですけどね。なかなか予算がないということで、立ててくれないってこともうま市はたくさんあるんですよ。そういったものに関しての予算は、後で補正で組めるんですかね。

○安里嗣也道路管理課長 道路が暗いからということで、照明をつけてくれという要請はございます。道路照明をつける基準がございまして、交差点部とか、横断歩道部とか、あとは交通量とか、そういったもので、道路照明というのは整備する基準がございます。歩道が暗いから設置してくれという場合も、なかなかちょっと基準に該当しないのもございますので、今おっしゃったような、補正組んでとかという、まず前に、必要な箇所であれば、当初予算で計上して、整備していくんですが、そういった要請全てが、基準に合致したものかどうかというのがございますので、そういった補正を組んでとかというのは、現在の

時点では予定はございません。

○喜屋武力委員 LEDの照明灯の物の種類、メーカー、これは1社だけなのか、日本製なのかこれについて、教えてください。

○安里嗣也道路管理課長 今回ESCO事業で、事業役割として、今受注した、仮契約ですが、岩崎電気ですかね。そういうところが道路照明のメーカーでもございますので、基本的には日本の岩崎電気の照明灯が取り替えられるということをご予定しております。

○喜屋武力委員 この取付けた場合の、このエネルギーの保証期間。保証期間ですね、10年間の保証なのか、うるま市でも防犯灯の件で、相当つけたら、3年で切れてしまって、この器具が取替え切れないのがたくさん出てきているんですよ。そういったLEDで、そうやったもの、10年間という形であるんだけど、3年で切れるものもある、5年で切れるものもあって、各自治会対応で、これは設置するということにつけたのはいいんだけど、球が買えないということで、問題が出ていますんで、なんでこれ、この保証期間を設けなかったのかというのが問題になっているところがあるんですね。こういったものに関して保証期間は、何年とこれは契約をされていますか。

○安里嗣也道路管理課長 特に保証期間というわけではないんですが、今回維持管理期間を10年と定めておりますので、その期間で通常このLEDの場合は、大体10年以上はその取替えは不要ということとなっておりますので、その範囲内で、もし切れた場合とかは、その維持管理の範囲内で、今仮契約している業者のほうで対応するということになるかと考えております。

○喜屋武力委員 あと一つだけ、今ついているものにそのまま球だけを変えるのか、基礎から取替えるのか、それについて、最後。

○安里嗣也道路管理課長 灯具とこの基礎とかを変えずに、この灯具と言われているものだけの交換となっております。

○喜屋武力委員 だから、その金額でちょっと安いなと思ったんですよ。下から替えるんだったら、もっと高額な金額になると思うんだけどなと。分かりました。

ありがとうございます。終わります。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 あと少し確認させてください。E S C O事業ということで、図のほうの2に示されております中で、今回の事業による取替え灯数は9000灯というふうにありますよね。この予算の契約の金額というのは、14億1020万というのは、この9000灯全体に該当すると思っておりますけれど、下にあります既設の1600灯。これについては、今まで既設でありますので、維持管理費は、この分も合わせて維持管理費ということで、そのような枠組みで理解してよろしいですか。

○安里嗣也道路管理課長 そのとおりでございます。

今回契約金額としては、15億5000万余りで、取り替える費用と調査とするのが14億。主なものは取替え費用としてこの9000灯の取替えを加えて、残りの約1億4000万についてはこの全体、既存のLED1600灯も含めてトータルで、約1万600灯を10年間維持管理すると、維持管理費用も含めての契約でございます。

○山内末子委員 理解しました。維持管理費が、これは電気料金の削減額ということで、それも全部この全体の1万600灯の数字、それを出してこの維持管理費ということになっているということですよね。それも含めた形で、この15億5210万というふうに、理解で、改めて確認をお願いいたします。

○安里嗣也道路管理課長 そのとおりでございます。

○山内末子委員 分かりました。
以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第32号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第41号議案訴えの提起についてを議題といたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長 続きまして、表示同期しました資料1の4ページを御覧ください。

乙第41号議案訴えの提起について御説明いたします。本議案は、訴えの提起について議会の議決を求めるものであります。

中城湾港新港地区の野積場において、使用許可期間終了後も物件を放置し続けている者に対し、当該野積場の明渡しと撤去までの期間の使用料相当額等の支払いを求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○高良亨港湾課長 まず、議案の概要について御説明いたします。中城湾港新港地区内の野積場を県の許可なく不法に占有している者に対して、当該野積場上の碎石その他の物件を収去するよう求めておりましたが、これに応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものとなっております。

訴えの内容は、1、野積場上の物件を収去し、明け渡すこと。2、令和5年6月から明け渡しまでの期間について、1月当たり15万7300円を支払うこと。3、裁判費用は被告の負担とすること、となっております。

では、詳細を資料2－4により御説明します。

1ページ目を御覧ください。

1ページは中城湾港新港地区及び対象となる野積場の位置図となっております。

2ページ目を御覧ください。

当該野積場では、令和2年1月からA社が使用許可を受けて碎石等の置場として使用してきておりました。

同社は令和5年6月から使用許可申請をしておりません。

港湾管理条例では、使用が終了したときには速やかに原状復旧をすることとなっておりますが、同社は原状復旧することなく、いわゆる不法占有の状態となっております。

また、B社は県と使用許可の関係にはありませんが、当該野積場に置かれたままとなっている碎石について、A社から譲り受けたとして所有権を主張しております。

そこで、A社・B社の双方を被告として、訴えを提起することとしたものです。

なお、裁判の過程でほかに碎石等の所有者が判明したときには、適宜被告を変更又は追加することとしております。

3ページは当該野積場の現状を示す写真となっております。

以上で、乙第41号議案の説明を終わります。

○砂川勇二土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第41号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 これはA社が、中部土木事務所と契約したということになっていますけど、今後このB社がこの意思を引き継いで、そのまま土地代を払っていないということですよ。そうですね。

○高良亨港湾課長 A社のほうで、管理事務所ですね、中部土木事務所、そこに申請を出して、許可を受けて、そのヤードを借りていたと。B社につきましては、実務担当者、現場の担当者というところの立ち位置、位置関係にはなっております。

以上です。

○喜屋武力委員 このA社との契約ですね、年間契約をして、これが切れたのか、またこの年間契約をしている中で、まだこの契約はまだ生きているのか、これについて。

○高良亨港湾課長 1年ではなくて、一月単位で使用許可を出しているという形で申請許可になってございます。

以上です。

○喜屋武力委員 既にこのA社との契約はもう無効になっているということですよ。

○高良亨港湾課長 契約が無効というか、申請が出てきていないと。毎月の契約で申請を出して、その一月、またその次の一月、毎月ごとに申請を出していただくという許可制になってございます。

以上です。

○喜屋武力委員 この15万7300円、これは一月の契約であって、A社と修正できなくなってから、もう何か月になりますか。

○高良亨港湾課長 現時点におきまして33か月になってございます。この期間が、2ページですかね。この右側にある令和5年6月から現在までというところで、三十数か月という月日がたっているというところでございます。

以上です。

○喜屋武力委員 33か月、支払いが未納になっているということで、考えてよろしいですか。

○高良亨港湾課長 そのとおりでございます。

○喜屋武力委員 これ裁判所に要求は、この15万7300円ではないんじゃないの。33か月分掛けないと。これから払わなかったら、もっとかかるんじゃないの。

○高良亨港湾課長 令和5年6月以降ということで、この3月時点で、現時点で今トータルとしては、約530万ほどにはなります。

以上です。

○喜屋武力委員 このB社と、今後どういうふうに対応する、裁判かけて本当にこの人たちが、どういうふうに見えないもんですから、やはりこういったものはちゃんとこのA社に貸したとき、また、この訴えを、第三者にこれ、あれしたときの、この契約のやり方ですね、これちゃんとほかにあれした場合のあれしないといけないよというのが、大体行政こんなのが抜けているところがあるんですよ。こういったものですね。もうちょっとちゃんとしてほしいなと。今後、やはりそういったこともたくさん出てくると思います。うるま市もたくさんあるんですよ。こんなの。だからそういったものを、行政がそれ

をもうちょっとしっかりしてほしいなと。私もあの近くで現場見えています。私、軽石だと思っていたんですよ。あの噴火の。あれだと思ったら違うって言うものですからね。県の処分したものかなと思ったら違うと言うものですから。早めに裁判起こすなり何なりして、違法は違法だと強く出て片付けさせてください。

終わります。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 すみません。質疑をさせていただきます。

この砕石の放置されている施設用地というのは、県はどのように管理をしておりますか。

○高良亨港湾課長 こちらについては、野積場というところで、今現時点ではもう100%の利用率となっております。これが毎月それぞれ、各価格というんですかね、それぞれの面積ごとに、この事務所の管理所のほうに毎月申請を出して、許可を受けて、作業のほうを行うという形で運用をしております。

以上です。

○新垣光栄委員 私も周辺に何度か行ってきたんですけれども、余りにも環境が悪すぎて、草も繁茂しておりますし、これはそういう権利を移譲された人からすると、これはもう県から借地している施設用地ではなく、もう放置されてもいいんじゃないかなという認識だと思いますんで、もう少しそういう施設用地であれば、管理をしっかりして、しっかり管理をしている用地だというふうな認識がないとこういうのが多々起こってくると思いますので、そういった意味でも、沖縄市、そしてうるま市からも要望があって、県が指導的な立場に立って協議会を設置してくれという要望もありましたので、その辺も含めて、今後改善していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

答弁をお願いします。管理に関してです。

○高良亨港湾課長 御指摘ありがとうございます。

当該ヤードですね、この野積場、しっかり、あと岸壁の近くの荷さばき場ということもございまして、敷地内で借りている箇所につきましては使用者の範囲内でやってもらうと。それ以外の臨港道路とか、歩道とか、その辺りが繁茂

しているということで承ってございます。

これも令和8年度、次年度のほうから性能規定方式というのとも取り組もうという形で今進めてきているところでございます。また協議会というの、これも年に数回ですが、沖縄市さん主催、うるま市さん主催でこの除草管理をやってございます。また協議会の設置、新港地区立地協議会というのがございまして、そこでの集まりで年に1回要望とかですね、そういうのも承って、土木建築部港湾課、商工労働部企業立地推進課というところで現地の生の意見を聞いて、その対応等々を、意見交換をやっているというところでございます。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 ちょっと確認させてもらえませんか。こういうことなんですよ。令和5年までは、A社が借用してそこに碎石を置いていたと。そしてそれを譲り受けたB社、これは県とまず許可もされていないと。そしてなおかつ賃借料もA社は払われていないと。その中で、この賃借料も誰が払うのか、このまま置いておくこと自体、まず貸してもいないB社が払うのか、また当初契約したA社が払うのか、これもうどうなのかまだはっきりしていないということで、今回裁判をするということになっている手順かなと思いますが、その確認から。

○高良亨港湾課長 そのとおりでございます。

○又吉清義委員 そうすると県としては、この借地料を求めるのはA社に求めるのかB社に求めるのか、これどちらに求めるんですか。

○高良亨港湾課長 基本、A社のほうでございます。しかしながら、両方に連絡のほうを取ってございましたので、令和5年6月から双方、まずはA社のほうで実際話を聞くと、現場のほうはB社というところで、2つのほうとも、十数回、連絡で書面等々いろいろやってきまして、今現在に至っていると。こちらで書いているとおり、その所有権を主張しているというののも何らちょっと確認を得られないものですから、であれば、このA社、B社を訴えを起こして、那覇地方裁判所というところで今進めているところでございます。

以上です。

○又吉清義委員 そうした場合、例えばこれが議会で可決をされて、実際執行というのになった場合、流れ的に今後どのように流れていくかということですね。やはり借地料も払わずに、ある砕石ですね、これはどのようにまた県としても、これを片付けないわけにはいかないんですが、これもどういったアイデアでやるのか。もしその２点について、今後この流れどのようにいくのか、裁判でやはりこれは片付けなさいときた場合、どういうふうにするのかA社もB社も動かない場合、どうなるのか。その辺はどのような段取りに進むのか。その点ちょっと工程を教えてくださいませんか。

○高良亨港湾課長 この議案を提出した後、最後に、やはりこのA社B社のほうに最後一度当たって、それでもということであれば、もう速やかに裁判所のほうに訴えを起こすというような形で、今ストーリーとしては持っているところでございます。

以上です。

○又吉清義委員 ですからこの砕石のものは、どのようにまた県も対応していくのかですね。これもかなり皆さんもきついただろうなと思うんですけど。

○高良亨港湾課長 それにつきましては、裁判の状況等を見据えながら、適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

○又吉清義委員 御苦労さん。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第41号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第42号議案から乙第45号議案までの車両損傷事故に関する和解等についての４件を一括して議題といたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長 続きまして、表示同期しました資料1の5ページから8ページの乙第42号から乙第45号までの議案の車両損傷事故に関する和解等については、関連しますので一括で御説明いたします。

5ページの乙第42号議案は、県道石垣港伊原間線に自生する樹木による車両損傷事故について、6ページの乙第43号議案は県道浦添西原線の高架橋のさびの一部が落下したことによる車両損傷事故について、7ページの乙第44号議案は県道35号線に県が設置した樹木による車両損傷事故について、8ページの乙第45号議案は県道宜野湾西原線に県が設置した側溝による車両損傷事故について、それぞれ和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○安里嗣也道路管理課長 資料2－5により乙第42号議案を御説明します。

1ページの提出議案の概要中、4段落目の説明を御覧ください。

令和7年6月1日午後4時頃、石垣市字桴海大田の県道石垣港伊原間線の道路の区域に自生する樹木の枝が落下して、走行中の車両を損傷させた事案でございます。

樹木は、県が所有する道路の区域に自生していたもので、県には管理責任がございます。

県は、本件事案について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件に関する一切の損害賠償金として、相手方に20万5858円を支払うことを内容とする和解をする必要がございます。

過失割合は10対0となります。

2ページに位置図、3ページに道路台帳平面図、4ページに現場の状況及び車両の損傷状況の写真を掲載しております。

続きまして、資料2－6により乙第43号議案を御説明いたします。

1ページの提出議案の概要中、4段落目の説明を御覧ください。

令和7年6月20日午前7時13分頃、浦添市仲間一丁目の県道浦添西原線の高架橋のさびの一部が落下し、下を通る国道330号を走行していた車両を損傷させた事案でございます。

この高架橋は県が設置したものであり、令和3年度に劣化調査を行い、令和8年度に補修工事を予定しており、補修が必要であることを認識していたことから、管理瑕疵があるものと考えております。

県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故

による一切の損害賠償金として、相手方に14万556円を支払うことを内容とする和解をする必要がございます。

過失割合は10対0となります。

2 ページに位置図、3 ページに道路台帳平面図、4 ページに現場の情况及び車両の損傷状況の写真を掲載しております。

続きまして、資料2-7により乙第44号議案を御説明いたします。

1 ページの提出議案の概要中、4 段落目の説明を御覧ください。

令和7年7月19日午前10時頃、北中城村字安谷屋の県道35号線において、県が設置した樹木の枝が落下して、走行中の車両を損傷させた事案でございます。

樹木は、県が街路樹として植栽したものであり、県には管理責任がございます。

県は、本件事案について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件に関する一切の損害賠償金として、相手方に15万6816円を支払うことを内容とする和解をする必要がございます。

過失割合は10対0となります。

2 ページに位置図、3 ページに道路台帳平面図、4 ページに現場の状況及び車両の損傷状況の写真を掲載しております。

続きまして、資料2-8により乙第45号議案を御説明いたします。

1 ページの提出議案の概要中、4 段落目の説明を御覧ください。

令和7年9月9日午後4時20分頃、宜野湾市真栄原の県道宜野湾西原線において、蓋が破損した側溝により車両を損傷した事案でございます。

この側溝は、県が設置したものであり、県には管理責任がございます。

県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に1万7655円を支払うことを内容とする和解をする必要がございます。

過失割合は5対5となります。

2 ページに位置図、3 ページに道路台帳平面図、4 ページに事故現場の状況及び車両の損傷状況の写真を掲載しております。

以上で、乙第42号議案から乙第45号議案までの説明を終わります。

○安里嗣也道路管理課長 すみません。資料2-7について、訂正がございますので、すみません。1 ページの説明の中で、設置した樹木の枝が走行中と、私は説明いたしましたが、停車中……。

すみません。私先ほど説明で走行中の車両という説明させていただいたんで

すが、こちらに出ているとおり、停車中の間違いですので、走行中ではなく、こちらの今記載どおり停車中ということで訂正させていただきます。

失礼いたしました。

○砂川勇二土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第42号議案から乙第45号議案までに対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、どの議案に対する質疑であるか、議案番号を申し述べてから、質疑を行うようお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 議案乙第42号から乙第45号まで共通する点ですから、ちょっと流れをもう少し説明してもらいたいなど。前から半分は理解して半分は理解していないんですが、例えば一例を申し上げますと、例えば議案乙第42号で、令和7年6月1日にこのような樹木により車が損傷を受けるわけですよね。そして、これを今、約半年以上も過ぎてから、こちらの議案に出てきて損害賠償額がこれだけとなりますと、その中でこの被害を受けた車というのは私は修繕が終わっているかと思うんですが、修繕が終わっているのか終わっていないのか、そして修繕は終わっているんだったらこの支払いはどうなっているのか、多分保険から出ているかと思いますが。ということは修繕が終わったのはいつ頃終わったのか、まさか議案に出てくる間、この車は可決されるまでは、このまま、被害を受けたまま傷がついたまま走っているわけではないですよ。その意味で4件とも確認していますが、その流れ的にはどうなっておりますか。

○安里嗣也道路管理課長 まずこの被害の状況を確認して、この県の、道路管理者として、責任があるということを確認した後に、保険会社等もいろいろと状況確認して、これはもう県の瑕疵があったということが確認できれば、保険料で修理を行っています。もう修理は済んでおります。ということで、ちょっと今時期については、速やかにこの辺りは、そういった打合せはするんですが、この被害があったというのが確認できれば、ある程度、被害に遭った方にも早めに対応しないといけないので、その辺は対応は進んでいるという状況でございます。

います。

以上です。

○又吉清義委員 それから、被害があって速やかにということなんですが、やはり遭った方も大変だし、まさかへこんだ車を持つわけないですから、早急にやるべきだろうと思うんですが、この中で、皆さんとしても、速やかにそれに対応するところですが、例えば、この4つの議案のうち3件はもう、この過失割合は、県が10で相手が0なんです。100%皆さんにあるわけですよ。そういった状況の中でこれはこんなにも時間がかかるのかなと。これが不思議でならないんですが、どうしてこう過失割合が10対0なのに、こんなにも長らく出てくるのが時間かかるのか。これはスピーディーにできないのかなと。もう半年も過ぎているわけですよ、既に。その要因はどこにありますかということなんです。

○安里嗣也道路管理課長 先ほど申し上げたように、速やかに対応するように、いろいろとまずは、県の管理瑕疵かどうかも含めて調査した結果、対応しているんですが、今回議案として、上程する際に、今日この提出の締切りというんでしょうか、その議案に諮るまでの期間、早めに提出しないといけないというのがございますので、たとえ3か月前に、この議案を準備しないといけないというのがございます。この保険料で支払うのは、この県に瑕疵があったというのは、早めにですが、議案として上程する場合は、どうしてもちょっとその期間が、時間かかってしまうと。この議案の提出締切日というのがございますので、それになかなかちょっとすぐ間に合わないというのがございまして、この半年というような、調整も含めて、ちょっと期間を要するという状況でございます。

以上でございます。

○又吉清義委員 確かに議案の提出期間もあるかと思うんですが、例えば6月1日に起きた事故なんかは9月にしろ12月にしろ、すごい時間があるわけですよ。まして今3月、2月定例会になっているものだから、過失割合で困難を極めているんだったら分かるんだけど、もう確定するということは、もう事故が起きた現場で既に知っているから、100%かと思うんですよ。そういった意味で、やはりそういうのも早く処理して進めたほうがいいのかなと。スピーディーにできる方法がありませんかということで、こんなにも時間がかかるかなと。前よりはよくなっていますよ。よくなっていますが、やはり改善す

るべきところは改善して、スピーディーにできるようであれば、早めに改善したほうがいいのではないのかなと。もう1年近く、もう9か月になっていますから。それで聞いているわけですよ。

○安里嗣也道路管理課長 なるべく速やかに、議会に提出したいということもあるんですが、まず先ほど申し上げた、県に管理瑕疵があるというのもそうなんですが、被害があったこの車の修理費用が幾らなのかというのも、まず修理工場に出して見積りを取ったりとか、その辺のやり取りでも、一月とか、いろいろな時間がかかる、すぐそこで、1日、2日で、これを直すのに幾らかかるというのがなかなか難しい状況でありますので、そういった被害を受けた方との、実際これ修理に幾らかかるのかというのを含めて、少し時間を要して、その後にもまた、議案を提出するまでの期間を超えてしまうと次の議会になるというような形で、少しやはり議案に上程するのに時間がかかるという状況でございます。

以上でございます。

○又吉清義委員 あと1点いいですか。

被害を受けた車、例えば修理に出した場合、例えばこれ損害額ですから、この損害額に、例えば修理に出した場合に、保険で代車のほうも、私は出ているかと思うんですが。この人は車を修理に出した人は、車が持てないわけですよ。代車を要求していると思うんですが、いつも代車についてのものが出てこないんですけど、これ被害があった方は修理に出したら、車を持つなということに皆さん、保険としてなっているのか。そして代車の料金は自分で出しているのか、その代車との関係はどうなっていますか。

○安里嗣也道路管理課長 代車が必要な場合は、その代車も費用として入っている状況でございます。

○又吉清義委員 そうすると、これどう見てもボンネットが引っ込んだりすると、ほぼ代車が必要かと思うんですが、その辺は確認してこれは代車の費用が出ていないということは、代車は必要ではなかったというふうに理解していいのかな。

○安里嗣也道路管理課長 今回の事例は、ちょっと代車が入っているかちょっと確認できていないんですが、基本的に代車が必要な場合は、その見積書の中

に代車費用も含めて、それでトータルで損害賠償金としてお支払いするという対応をしております。

○又吉清義委員 損害賠償に入っているということね。
以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 2点ですね、乙第42号と乙第43号お願いいたします。
まず初めに乙第42号ですね、もう一つ乙第44号が関連しますので、まとめて質疑をします。

今は乙第42号では、自生する樹木の枝が落下したというのですね、県が管理し設置した樹木では大きく違うと思うんですけども、本来自生しているものまで、県が100%補償するのは納得がいけないんですけども、どうでしょうか。その辺の管理の位置づけ、補償の対象の位置づけというのは私は違うのが当たり前だと思うんですけど、どうでしょうか。

○安里嗣也道路管理課長 今回の乙第42号のは、道路区域内に自生している自然木であるんですが、道路区域内にあるので、県が道路管理者としては適切に管理しないとイケないというのがございますので、県の責任があるという状況でございます。

○新垣光栄委員 この道路区域内の自生した木ということで、今県のほうで管理責任があるということで理解すれば、県の責任が問われるということで分かりました。

そうしたらもう一つ、今そういった管理に関して、やはり保険料が大変だと思うんですけども、年間どれぐらいの保険料を皆さん掛けているのか。

○安里嗣也道路管理課長 年間約370万弱の保険料を掛けております。

○新垣光栄委員 ありがとうございます。

そうですね。こういう事故が多々ありますので、また管理のほう、またよろしくお願いいたします。

そして次乙第43号、この高架橋のボルトがさびによって破損して、車に当

たったということで、私はその辺が最も今危惧していることで、建築に関しては公共施設のマネジメントとして、保守の管理の部分があるんですけども、道路とかインフラに関しては、資本インフラに関しては、メンテナンスは周年ごとに、予算委員会でも申したんですけども、周年ごとにしかやらないものですから、どうしてもこういうのが起こってくると思います。これを年次的にずっと継続して先ほどのような電気のE S C Oですか、ああいった感じで、年間を通して維持管理できるような性能規定みたいな、そういった橋桁、高架橋の管理も、まずは沖縄県が、単費になると思うんですけども、実証的に行って、新たな制度として進めていく管理の手法になってくるんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○安里嗣也道路管理課長 横断歩道橋とか、道路の橋梁、橋とか、こちらの長寿命化修繕計画というのを策定いたしまして、それを通じて点検をして、劣化具合とかというのを判断して、それで修繕の優先順位を決めて今修繕しているところでございます。トータルで維持管理的なものを毎年毎年というお話もございしますが、まず橋梁というのはやはりこれを点検とか技術的に高度なものもございまして、やはり専門の業者がやらないといけないということとなっております。

現在そういった、先ほどの性能規定方式というようなのもございますが、やはりこの性能規定方式、ではどれぐらいの管理の水準をやるかというのも、決めるのはなかなか難しいというのがございます。ということで現在県としては長寿命化修繕計画に基づいて、道路の走行に影響があるものをまず優先的に修繕を行って、その後に予防保全的なものに移っていくということで、まずは年間一年一年のメンテナンスというのは、今の修繕自体がある程度終わって、それから予防保全型の長寿命計画に移行していこうということで今計画をしているところでございます。

○新垣光栄委員 そういった、今皆さんが計画しているのが、終わるのがまた20年かかったら、また20年後から始めないと。また新しいのが古くなったりしますんで、並行で新たな試み、先ほどもE S C Oのように、新たな試みすることによって、地元の協会、地元企業の育成にもなるし、新たな公共工事の発想をやれば、持続的に管理をしていくことによって、こういった大規模な修繕とか事故等がなくなると思っております。

シンガポールもずっと年次を通して、ペンキを塗っている業者がいて、それはもう毎日同じことをしているんだということでお聞きしたんですけども、

そういった新しい発想で事業を入れていくことによって、そういう事故も防げるのではないかなと思っていますので、ぜひ庁内で考えて、実証的な事業を組んでいただきたいなと。そうすればこういった事故も大分少なくなるのではないかなと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 ちょっとお聞きしたいんですが、毎回毎回、樹木が折れて、そういった損傷事故とか上からの落下物とかがあるんですが、これに対して、安全パトロールはやっているんですよね、独自の。

○安里嗣也道路管理課長 安全パトロールは、今、沖縄県は1260キロ余りありまして、その路線自体は大体3日に1回とか、4日ぐらいとか、その地区によって変わるんですが、パトロールは実施しております。その場合はなかなか樹木自体の健全度とかというまではなかなか難しく、今回もそうなんですが葉っぱも青々として健全に見えるんですが、実は虫にやられて腐っているとかがというのがございますので、なかなかパトロールだけでは折れそうな木とかというのを把握するのが、ちょっと実情としては難しいのかなというふうに考えております。

○喜屋武力委員 この安全パトロールカーにですね。ビデオはついていないんですか。

○安里嗣也道路管理課長 ビデオ機能がついてはおりません。

○喜屋武力委員 つけることによって、こっちが通ることによって、歩かせていては、なかなか見過ごしてしまうんですよ。そういった橋の劣化とか、そういったものは、天井があるものだから、やはり見逃してしまう。木が悪そうなものとかも、走っていては見えないことがあるんですよ。内地のやはり電車とか、いろいろな交通機動隊とか、これ全部一々写して、戻ってきてこれで検索しているような感じなんですけど、県もこれ導入したら。

○安里嗣也道路管理課長 先ほどの県が管理している道路1260キロ余りござ

いまして、それを全てしっかり管理していかないといけないというのがございます。その中で、通常のパトロールではなかなか難しいという状況でございます。こちら今年度から、道路通報システムという一般の方からのそういった通報を受けて管理するというのもございます。そういったことでDXというのは非常に重要というふうに考えております。車載カメラとか、あとは通常のカメラを利用した、そういった映像を管理するという手法もいろいろと技術的にどんどん出てきておりますので、今後こういったものとして、県が活用できるかを含めて、今後研究していきたいというふうに考えております。

○喜屋武力委員 ぜひやはり県民の税金から出ているから、いろいろな保険もかけて、しょっちゅうこう払うことによって保険料が上がってくると思うんですよ。それをやはり縮小することを考えて、そういったカメラをつけた車を歩かせて、戻ってきて検証することで、そういったものも、これ危ないなということで座ってよく見たら、この木はちょっと危ないなというのは、大体分かってくると思うんですよ。そういったものも検証できると思います。ぜひ予算に組んでもらって、議会に承認もらってつけることを要望しておきたいと思います。

終わります。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第42号議案から乙第45議案までに対する質疑を終結いたします。

次に、乙第46号議案損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長 続きまして、表示同期しました資料1の9ページを御覧ください。

乙第46号議案損害賠償の額の決定について御説明いたします。本議案は、令和3年5月に本部港本部地区の上屋で発生した事故に係る損害賠償請求調停事件に関し、国が代位取得した損害賠償請求権に基づく賠償請求について、地

方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○高良亨港湾課長 資料2-9により御説明します。1ページ中段の説明を御覧ください。

令和3年5月、県が本部港本部地区内に設置した上屋において作業員1名が死亡した事故に関して、令和7年2月議会における議決を経た後、令和7年4月14日付で、県と被害者遺族との間で調停が成立しました。

その後、令和7年5月、県は遺族に対し、損害賠償額総額のうち、国が既に遺族に対し支払った保険給付等を除いた賠償額3600万円の支払いを完了しました。

この度、国が行った保険給付について、厚生労働省及び沖縄労働局から、それぞれの法律に基づき、受給権者が持つ損害賠償請求権を代位取得したことにより、県に対し求償があります。

求償額は、議案の概要に記載のとおり、厚生労働省及び沖縄労働局から計620万4020円となっております。

続いて、1ページ下部のフロー図について説明いたします。①から⑤は時系列の順になっております。

まず、①の第三者行為については、国及び受給権者以外の者の行為に起因して損害が発生したことを意味し、本件事故について、県には施設設置者としての責任等があることになります。

②の損害賠償請求については、作業員が死亡したことにより生じた損害について、遺族から県に対し損害請求があったものです。

③の保険給付については、厚生労働省及び沖縄労働局から受給権者である遺族に対して、厚生遺族年金の給付及び労災給付が行われております。

④の損害賠償請求権の代位取得については、個別法により、国は保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合は、受給権者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得することになっています。

すなわち、受給権者が県に対して有する請求権のうち、受給権者が国から受給した給付金に相当する部分の請求権については、国が受給権者に代わって取得することとなります。

⑤の損害賠償請求については、今回、国は④により代位取得した損害賠償請求権に基づいて、県に対して求償を行っております。

以上で、乙第46号議案の説明を終わります。

○砂川勇二土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第46号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第46号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

補助答弁者の入替えをお願いします。

(休憩中に、補助答弁者の入替え)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の請願令和6年第6号外4件、及び陳情令和6年第72号の4外63件を議題といたします。

ただいまの請願等について、土木建築部長等の説明を求めます。

なお、継続の請願等については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長 それでは土木建築部所管に係る請願及び陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

ただいま表示同期しました資料3、請願陳情に関する説明資料の目次を御覧ください。

土木建築部所管の請願は継続5件、陳情が継続60件、新規4件となっております。

初めに、継続審議となっております陳情につきまして、処理概要の変更が7件ございますので御説明いたします。

変更箇所につきましては、赤字下線で示しており、変更箇所を読み上げて御説明いたします。

まず19ページを御覧ください。

陳情令和6年第72号の4 令和6年度離島過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情について、御説明いたします。

記の7（19）、2段落目について、「C I Q施設については、石垣市が沖縄振興特別推進交付金、ソフト交付金等を用いて、石垣港国際ターミナルを整備し、令和8年3月に供用しております。」に変更しております。

次に70ページを御覧ください。

陳情令和6年第215号首里城火災に関する陳情について、御説明いたします。

記の1、「当該論文については、首里城火災に係る住民訴訟において、証拠書類として提出されており、その内容について承知しております。なお、令和8年2月26日の那覇地方裁判所の判決において、原告の訴えが棄却されております。」

記の3、「県は令和3年度に外部有識者等で構成する、首里城公園管理体制構築検討委員会を設置し、同公園における火災の再発防止策を含む管理体制の構築に向け検討を行ってまいりました。再発防止策として、ハード面では、国は、正殿内にスプリンクラー等の防火設備の強化、県は、公園区域が国営公園区域内の首里城正殿の様子を園芸公園区域の防火センターでモニターするためのシステムの連携を図ることとしております。またソフト面では、初動対応の強化や定期的な防災訓練等、防火・防災業務に係る個別具体的な使用基準を策定しました。」に変更しております。

次に84ページを御覧ください。

陳情令和7年第50号池田市内地すべり箇所の際時の危険除去と原状回復を求める陳情について御説明いたします。

企画部から御説明願います。

○城間直樹企画部県土・跡地利用対策課長 企画部から御説明いたします。

記の1及び2、2段落目について、「本件については、当該箇所の造成が県土保全条例第6条第1項に違反することを確認したことから、同条例に基づき指導を行い、令和8年1月には是正計画書の提出を求めています。」に変更しております。

企画部の説明は以上です。

○砂川勇二土木建築部長 次に112ページを御覧ください。

陳情令和7年第120号県道14号線の早期全面復旧に関する陳情について御説明いたします。

記の１、２段落目について、「対策工法が決定したことから、早期復旧に向けて取り組んでいるところです。」

次に記の２、「令和８年１月下旬に応急復旧の仮設土留めの設置を完了しております。引き続き、東村と情報共有を図りながら早期復旧に取り組んでまいります。」に変更しております。

113ページを御覧ください。

陳情令和７年第131号の４令和７年度美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情について御説明いたします。

記の４、「スマートレーンの設置については、航空会社等と協議を行っているところであり、引き続き協力していきたいと考えております。」に変更しております。

次に126ページを御覧ください。

陳情令和７年第168号海砂採取周辺地域における海岸侵食等の原因究明と対策に関する陳情について御説明いたします。

記の１、「令和８年１月末時点の海砂利採取計画の認可状況については、６者に対し認可を行っております。」に変更しております。

次に130ページを御覧ください。

陳情令和７年第181号中城村伊集地内地滑り災害に関する陳情について御説明いたします。

企画部から御説明願います。

○城間直樹企画部県土・跡地利用対策課長 企画部から御説明いたします。

記の２及び３、３段落目について、「また、令和８年１月には、県土保全条例第14条に基づき、文書により当該造成行為の内容を報告するよう求めています。」に変更しております。

企画部の説明は以上です。

○砂川勇二土木建築部長 次に、新規に付託された陳情について御説明いたします。

135ページを御覧ください。

陳情第６号石垣空港の特定利用空港指定に関する早期同意を求める陳情について御説明いたします。

陳情令和６年第195号に同じであります。

次に136ページを御覧ください。

陳情第７号琉潭周辺におけるバリケン（ノバリケン）の大量繁殖による生活

環境悪化及び児童の安全確保に関する陳情について御説明いたします。

記の１、令和８年２月に現場調査を実施したところ、70羽程度のバリケンが生息していることを確認しております。

記の２、城西小学校正門付近のトイレ周辺において、餌やり行為によってバリケンが集中し、ふん害が発生している状況が確認されております。当面の対策として、清掃頻度を増やすとともに、別に餌やり場所を指定するルールを作成のうえ現地に案内版を設置するなど、環境改善に取り組んでおります。

記の３、個体数調整等を含む措置については、関係機関等と意見交換の上対応を検討してまいります。

次に138ページを御覧ください。

陳情第９号沖縄県南部土木事務所建築班の相談対応に関する陳情について、御説明いたします。

記の１から６、土木事務所の窓口対応に当たっては、関係法令に基づいた情報提供を行っているところです。一般の方や設計事務所等の専門業者の窓口での問い合わせに対し、適切な対応を心がけているところです。今後も問い合わせに対し誤解等が生じないよう適正な対応に努めてまいります。

140ページを御覧ください。

陳情第20号首里城正殿再建における「大龍柱」の向きを「ルヴェルトガ少尉撮影首里那覇写真」（1877年５月撮影）に基づき正面向きとすることを求める決議に関する陳情について御説明いたします。

記の１、大龍柱の向きについては、相対向きで設置することが、首里城復元に向けた技術検討委員会で、暫定的な結論として示されており、県としては、有識者による専門的、学術的な検討の結果であると考えております。

土木建築部所管の請願陳情について、説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 これで土木建築部長等の説明は終わりました。

これより請願等に対する質疑を行います。

なお質疑に際しては委員自らタブレットの発表者となり、請願等、番号を述べた上で、該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をよろしくお願いいたします。

質疑ありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願ひします。

説明資料の60ページですね。令和6年の陳情第183号、辺野古の工事に関する陳情で、ボーリング調査の件の陳情です。これ処理概要方針では、このボーリング調査の結果を求めるべきではないかという陳情者の意見に対して、県としても提供を求めてまいります、という方針が出ております。その後の経過はどうですか。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えいたします。

これまでも継続して、このボーリング調査の結果を問い合せているのですけれども、現時点でボーリングについては継続中ということでお答えいただいていない状況でございます。

以上です。

○比嘉瑞己委員 最後に問い合わせたのはいつですか。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えします。

令和8年1月となっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 ボーリング調査なんですけれども、もう2年以上やっている形になるかと思うんですよね。まだボーリング調査は完了していないというのが、正式な回答なんでしょうか。やはり進捗状況含めてですね、できている部分、中間報告含めてですね、調査結果というのをきちんと手に入れるべきだと思いますが、いかがですか。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えいたします。

ボーリングの結果については随時、確認しておりますけれども、やはりまだ終わっていないという御回答のみだけとなっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 この国の事業でもあってですね、年度年度で事業もあると思うんですよね。ちゃんとこの陳情は令和6年ですけれども、その始まった年度ごとの年度の報告書をきちんと求めるべきだと思います。いかがですか。

○又吉一誠海岸防災課長 委員のおっしゃるとおりですね、適宜その報告書の内容については、問い合せていきたいと思います。

以上です。

○比嘉瑞己委員 最後に部長、この問題ですね、やはり県がこれまで訴訟も含めてやってきた一番大きな問題点でしたよね。やはりその調査結果がはっきりしない中で、安全性が担保できるのかということで県も頑張ってきたわけですから、このボーリング調査の結果、しっかりと県が、その都度都度、きちんと提出を求めるべきだと思います。部長からも答弁をお願いします。

○砂川勇二土木建築部長 先ほど課長からも答弁がありましたとおり、継続してボーリングデータの提供を求めているところではございますが、提供がないというのが現状でございます。我々としても引き続きですね、その調査結果につきましては提供を求めていると考えております。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員 よろしくをお願いします。

続いて78ページの、海砂利採取の件についてお聞きしたいと思います。この陳情の2番のほうで、全面禁止を求めているんですが、県としては、書かれてあるとおり、今委員会の設置に向けても検討中なんですけれども。ただこの処理概要方針の2番ではですね、「海砂利は建設用骨材として必要不可欠な材料であり、当県における砂利採取は海域からの採取に限られていることから、全面禁止を行うことは困難だと考えています。現在、海砂利採取の年間総量規制の必要性について検討を行っており」、ここからなんですけれども、「有識者からは、規制を実施する前に海底地形や海砂利採取後の影響について調査すべきであるが、これまでそれらを評価した知見がなく、手法が確立していないとの意見もあることから、これまでの調査結果も踏まえ、委員会等の設置を含めた検討を進めている」ということで、その前の調査の必要性について有識者も必要だと言っているし、皆さんもその立場だと、こないだの委員会で確認をいたしました。この中にある、これまでの調査結果等も踏まえという、これまでの調査結果というのは何を指しているんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えします。

これまで調査結果というのは、他県の事例等ですね、ヒアリング等、そういうそれらの調査となっておりまして、現地の調査ということではございません。以上です。

○比嘉瑞己委員 この他県の調査結果というのは今検討中なんですか。どこの調査をやっているんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 すみません。ちょっと説明不足でありまして他県の調査というのも、他県の調査、現場の調査ということではなくですね、規制の状況であったりとか、そういう規制状況の事例といいますか、そちらの調査となっておりまして、他県の現地の調査を入手して、検討しているというわけではございません。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員 設置状況とかだけでは不十分じゃないですか。有識者からも指摘されているように、この実態をまず調査することが必要であると書いてあるんですけど、その点は否定するんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 委員おっしゃるとおりですね、有識者の方から、事前の調査の必要性というのは言われております。県のほうも、認識はしております。ですがその調査の内容ですね、調査の内容であったり、規模であったりというのが、かなり広範囲になったりするものですから、まず今有識者の方から意見交換をしましてですね、有効的な調査というのがあると思いますので、それらを有識者の皆様からちょっと助言いただいた上で、必要な調査をですね、実施していきたいと考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 前回部長のほうからも答弁があって、なかなか砂の流れというのは複雑で難しいものだというのは理解しました。ですが、この処理概要方針のままもう何か月も来ているわけですよ。皆さん検討ばかりをずっと続けているんだけど、少なくともこの調査をいつまでにやるとかですね、この委員会の設置について、いつまでをめどにするとか、こういった具体的な話が全然見られないんですけれども、新年度はどのように取り組みますか。

○又吉一誠海岸防災課長 この有識者との意見交換会というのを業務として、発注して契約しましたので、まずはこの有識者の皆様と意見交換する中で、調査の内容等ですね、確認した上で、先ほど答弁いたしましたけど、調査の箇所とか、規模とかというのがどうしても確認が必要ですので、それを踏まえてみないとですね、いつまでに、調査ができるというのをちょっと具体的にお示し

できない状況でございます。

以上です。

○比嘉瑞己委員 今委員会の発注の事業予算を作って発注するという話なのかな。この新年度はどこまで、この事業の目的と概要を教えてください。

○又吉一誠海岸防災課長 先ほど申し上げました業務に関しては、委員会設置に向けた、有識者の皆様との会合を契約して、その会合ですね、何回か数回かその中で、委員会に向けた有識者のメンバーであったりとか、事前に必要な調査であるとか、あと海砂利採取を規制するに当たってどのような懸案事項があるかとか、その辺の話を一つずつ、有識者の方々にお話を聞きながら、詰めていこうという業務になっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 進めていただきたいと思います。ただこの有識者の中に、利害関係者を入れるべきではないと私指摘をしました。やはりこうしたちゃんと客観的に科学的にこれは議論するべきだと思うんですけども、これは採取業者も含むんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 今契約しております業務に関しては、あくまでも委員会設置に向けた有識者の意見交換となっておりまして、検討委員会のメンバーではなくて、これから、総量規制に向けた委員会のメンバーも、この有識者の皆様の意見を聞きながら、こういったメンバーのほうがいいのかというのも、決めていきたいと考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 よろしくをお願いします。

続いて81ページ。御茶屋御殿の陳情についてお聞きしたいと思います。

この間、私たち委員会としても現場視察を行ってまいりました。やはりですね、これ復元すべきだというのが、みんなの意見になったと思います。この間県は、この調査事業をやってきたと思うんですが、まずその説明をお願いします。

○喜納久都市公園課長 令和6年度繰越業務で発注しました可能性検討業務におきまして、業務を完了し、報告書を受領したというところになっております。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員 この調査事業、調査のほうでこういった方向性を今皆さん持っていらっしゃるんですか。

○喜納久都市公園課長 今回の調査報告書の中で、まず、県、国、市のそれぞれが事業主体になった場合の、都市公園事業としての目的や効果、それから導入機能といったものを検討いたしました。また、事業化した場合の課題と想定されますアクセス性、周辺地域の影響などの検証、対策といったものの検討を行っております。また、令和5年度に調査した事業手法に加えて、茶亭のみ復元の事業手法を検討し、比較していると。こういったところを用いまして、今後またワーキンググループ等々で、国、那覇市さんと意見交換しながら、課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 調査をすれば新しいことも分かってきて、また解決方法のヒントも出てきたかと思います。首里カトリック教会だったり幼稚園の移転問題も大きいと思うんですけれども、この中で3つの案があって、その手法については議論していただきたいんですけれども、ただこの3つに共通しているのが、この茶亭の復元というのは、どの案であってもですね、やっぱりこれは可能だしやるべきだという意見になっているかと思います。この茶亭の整備については、県はどのような立場ですか。

○喜納久都市公園課長 まず、21世紀ビジョンでありますように茶亭の復元といった課題の解決といったものの条件を整理してくのかなと。今、現在、事業主体として、じゃ、どこがやりますよといったところまだ決まっておりません。そういった中で一つずつ熟度を高めながら、この事業の可能性を、熟度を高めていきたいと考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 この茶亭の復元が形になってくると、もっこの事業の話進んでいくと思うんですよ。そういった意味で、県、那覇市、国のこのワーキンググループの開催がずっと求められているけれども、もう6年開かれておりません。理由は何ですか。

○喜納久都市公園課長 実は先週3月12日に、今回の調査報告書の内容を説明するために、那覇市さんに伺いました。そこで改めてワーキンググループの開催といったものを那覇市さんに要求いたしました。その際、那覇市さんとしてはちょっと明確に答えをいただけずに、市の内部で調整しますというようなことでございます。先週の調整の中では那覇市さんとしては、沖縄県でそういった整備運営といったものを作ってほしいというような思いがあって、そこで開催について、ちょっと那覇市の内部で調整していると、そんなふうに聞いております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 財政的なこともあって、那覇市もなかなかというところかもしれないかもしれませんが、しかし、これだけ望まれていた。秋には、もう首里城も復元されるわけですから、この事業ですね、一日も早く進めていただきたいと思います。そうした意味でもこの間、県がやってきた調査がこのワーキンググループ開催を後押ししていくと思うんですね。新年度の調査事業というのはどれくらいの予算なのか、新年度はどういったことを調査していくのか、教えてください。

○喜納久都市公園課長 令和8年度におきましては同じく、可能性検討業務といったものの発注を予定しています。その中では、やはりまず課題ですね、課題の解決に向けた内容をちょっと精度を高めて検討していきたいと。特に、この地域については非常に交通アクセスが非常に奥まったところにあり、アクセス道路も狭いと。そこに人を集める施設を造るとどうしても地域に与える影響が大きいと。そのときに、地域の理解が得られるかといったところが大きな課題なのかなと。現在32軍司令部壕の展示施設について、こちらは比較的大きな道路がそばにあるにもかかわらず、地域のほうから交通渋滞とかの課題があるよといったところで、いろいろな意見が出ていると。そういったことも参考にしながらですね、この地域にこういった御茶屋御殿を復元したときに、地域に与える影響というのをしっかり把握した上で、地域が納得するような理解が得られるようなですね、課題解決をしながらしっかり取り組んでいきたいと、そのように考えております。

以上です。

すみません。予算は1000万円でございます。

○比嘉瑞己委員 これまでの予算よりは大体倍ぐらいにしているんでしょうね。

ぜひ一つ一つ課題を前に進めていただきたいと思います。

あと1つだけ、136ページの新規の陳情第7号龍潭池のバリケンのことですが、私も子どもを連れて、小っちゃい頃行って餌もあげたことがあります。久しぶりに行ったら本当に増えているんですね。70羽程度確認したというんですけれども、この繁殖のスピードというんですか。バリケンってのは1年でどれくらい増えていくんですか。

○喜納久都市公園課長 まず令和8年2月には現地調査を行って、今70羽程度というのを目視で確認いたしました。この繁殖のスピードであるとか、今後継続して確認が必要かなと考えております。

○比嘉瑞己委員 このバリケンというのは外来種ですか、特定外来種なのかどうなのか。

○喜納久都市公園課長 法律上の特定外来種ではないと。一方、野性的に生息しておりまして、飛翔して移動することもあると。周辺の金城ダムにもおりまして、そういった中でちょっと移動を繰り返しながら生息しているというところは確認しております。

○比嘉瑞己委員 陳情者も数について、個体数調整という言葉を使っていて、ゼロにするという話ではないと思うんですよね。だから動物愛護の観点もあって難しいかと思うんですけれども。ぜひ環境部とも力を合わせてですね、こういった在り方がいいのかというのを議論していただきたいと思います。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員 ちょっとまた陳情の取りまとめもありますので、基本的にはまだ1回も質疑がされていないものを中心にやらせていただきたいと思います。

13ページの、令和6年第13号の沖縄県北部地域への空港誘致に関する請願なんですけれども。この伊江島空港の施設整備について検討していきたいというような答弁はなされておりますけれども、実際ですね、現状の検討状況というのはどうなのかということをまずお尋ねしたいと思います。

○大城嘉和空港課長 お答えします。

伊江島空港につきましては、利用客の減少により、昭和50年2月から定期便は運休してございます。空港施設を管理する土木建築部としましては、定期便の就航の見通しが立てば乗客の受入れに必要な空港施設の整備を行っていききたいというふうに考えてございます。

以上です。

○糸数昌洋委員 昭和50年からですか。運休状態。空港そのものは、使える状況にあるんですか。

○大城嘉和空港課長 空港は、使える状況でございます。

○糸数昌洋委員 それで定期便就航の条件とか、具体的な航空会社の就航計画を踏まえるというふうに、検討をしていきたいというような処理概要なんですけれども、この辺の話というのは航空会社とのやり取りってのは実際あるんでしょうか。何らかの打診であるとか。

○仲本盛貴企画部交通政策課班長 県では、令和7年3月にヘリコプター等を含む県内運行事業者に対してジャングリア開業踏まえ、就航可能性についてアンケート調査を実施しております。同調査では、運行事業者から採算性や機材繰り等の課題が示されており、新規就航の見通しは立っていない状況であります。

以上です。

○糸数昌洋委員 あと2つ目に空港アクセス道路というのがありますけれども、非常に課題が多いということの処理概要にはなっていますが、もうこれは、これ以上はなかなか検討が難しいという方向なんですかね。

○砂辺秀樹道路街路課長 処理概要にもお示ししていますとおり、課題のほうに幾つかございまして、他の離島架橋に比べて距離が、橋長が長いということや水深も深いと、あと桁下高も大きくなるということで、かなりの建設コストがかかるということでございます。

以上です。

○**系数昌洋委員** これは空港アクセス道路がないと空港の再開には至らないという、必要条件になるんですか。

○**砂辺秀樹道路街路課長** 特段必要条件ということではないというふうに考えてございます。

○**系数昌洋委員** それでちょっと次のものに移ります。

50ページの、陳情令和6年139号、新石垣空港の滑走路延長エプロン拡張と機能強化を求める陳情ですが、これは令和6年第72号の4にも載ってまして、回答は28ページに出ておりますけれども、この調査結果、滑走路の延長についての調査検討を終えたということで、事業化に向けて取り組んでいきたいという処理概要でしたけれども、現状今どういう状況でしょうか。

○**大城嘉和空港課長** お答えします。

調査をしまして、大型機対応の駐機スポット、現況、1か所ありますけど2か所に増設する必要があるだろうというふうになっています。あと、GSE置場、これは空港車両等の置場になりますけど、あと通路の拡張等も必要となっています。それで現在、航空局と事業化に向けて、宮古空港も一緒なんですけど、事前調整をしております。10月と1月で明日また、国交省と調整をしていくということで今考えているところでございます。

以上です。

○**系数昌洋委員** これのちょっと将来的な見通しというのはどうなんですか。

○**大城嘉和空港課長** 今国交省と調整していますので、何ともなかなか言えないところではございますが、鋭意調整していますので、早めに事業化できるような形でちょっと対応していきたいと思っています。それは駐機場のエプロンのほうになります。

○**系数昌洋委員** あと67ページ。

陳情令和6年第195号、これもまだ審議されてませんでしたので新石垣空港の特定利用空港指定に早急に同意することを求める陳情ということで、同じ似たような陳情が与那国の令和6年149号、それから令和7年第47号、それから令和7年の163号、今年令和8年の6号ということで、5つぐらい同種の陳情

出ておりまして、これをちょっと67ページのほうを参考にしたいと思うんですが。これ理由としては、知事の同意が得られない現状がずっと続いているということなんですけど、同意が得られない理由というのは何でしょうか。

○大城嘉和空港課長 お答えします。

国によると特定利用空港・港湾における整備や既存事業の促進につきましては、民生利用を主とするものであるため、費用対効果分析等を行った上で空港港湾整備事業の既存制度で実施することです。また自衛隊、海上保安庁のニーズが施設であるかの観点のみを切り出して、優先的に配分したかを明らかにすることは予算制度上ですね、困難であるということですのでございます。県としましては、もう既に指定された他道県、北海道とか、そういうところもありますけど、整備状況等を注視して適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

○糸数昌洋委員 他の道県の状況を注視して民生利用に支障がないように適切に対応したいという処理概要になっていますけど、この民生利用に支障がないような状況の把握というんですか、要するに知事は反対ではないということですか。それらの条件がクリアされれば同意する可能性はあるというお話ですか。

○砂川勇二土木建築部長 ちょっと知事の考えについては土木建築部で答えることは、なかなか難しいところでございます。我々としては社会資本の整備という観点で考えておりますので、既存事業で行います。費用対効果が必要ですよという意味ではこれまでの空港整備事業と何ら変わらない。港湾もそうですけど。ということではいろいろな今情報収集もしておりまして、他道県で予算が整備が進むように予算が増えたかということ、国の予算としても全国的で見ても、対前年度比も同じぐらいという状況が続いておりまして、特に増えている状況ではないというのが今見えております。なので、我々整備するほうからすると、その状況を見ながらですね、考えたいということでこの処理概要になっているというところでございます。

○糸数昌洋委員 まだしばらく注視しながら判断したいと。

次64ページですね、これもまだ審議されてなくて県道215号線の西表島の浦内橋の早期完成云々という話ですが、令和3年から架け替え工事着手していますけれども、現状を教えてくださいませんか。

○安里嗣也道路管理課長 浦内橋について架け替え工事を実施しております。現在旧橋を工事をするための仮設の仮橋を今整備しておりますで、それを次年度発注して、その仮橋をまず完成させた後に本橋の製作に入っていくというスケジュールで今対応している状況でございます。

○糸数昌洋委員 もう少し具体的なスケジュールが分かれば教えてもらえますか。

○安里嗣也道路管理課長 全体的な橋の完成ってのは、なかなかお示しすることできないんですが、仮橋の工事というのは、令和8年度、令和9年度に発注して、それまでには何とか仮橋の整備は完了したいというふうに今、計画している状況でございます。

○糸数昌洋委員 最後、58ページなんですけど、これもちょっとまだ1回も審議されていませんので、令和6年の陳情第177号の泡瀬干潟埋立地に関することですが、ちょっとこの陳情、皆さんの処理概要あるんですけども、少し説明をお願いしますか。

○高良亨港湾課長 こちらの陳情でございますが内容のほうですね、毎年、この泡瀬の事業で工事中ではございますが、そのビーチ、砂浜を使って毎年夏休みに人数を限ってですね、沖縄市さんのほうが、そこで市民に遊んでもらうと親しんでもらうというのを毎年開催してございます。そのときに、この津波等々が来たときに、じゃ、逃げ場はどうするのということがございまして、県としては、載荷盛土というところで、国が北側の新港地区というところのしゅんせつ土の土捨場としてございますので、それをまた沈下させるために、載荷盛土ということで地表よりある程度、盛土とした台形みたいな形で形状を作っております。すぐ近場にあるものですから、そういう津波が来たときにはここに避難してくださいねという形で、沖縄市さんと調整しながらですね、そこは対応しているという状況でございます。

以上です。

○糸数昌洋委員 この陳情の趣旨というのはある程度、県と市の連携で解消されているという理解でよろしいですか。

○高良亨港湾課長 沖縄市さんとも密に調整し、これだけではなくてですね、

駐車場の整備等、さらに工事中でもありますので、そのあたり危険が生じないような形でビーチのほうをにぎやかに、安全に楽しんでもらうというところで協力して毎年開催をしているというところでございます。

以上です。

○糸数昌洋委員 分かりました。

終わります。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 よろしくをお願いします。

まず陳情の令和6年第97号ですね、ページ32ページ、テニスコートの改修に関する件なんですけど、これは令和6年第153号、ページ54ページと含めて質疑をしたいと思います。よろしくお願いします。今回ですね、テニスコートの改修ということで県民スポーツ大会に向けて協議を進めていくということだったんですけど、今どういう状況になっているのか伺います。

○喜納久都市公園課長 お答えいたします。

現在国民スポーツ大会に向けて、文化観光スポーツ部のほうで、今検討を進めていると。その際に、沖縄県総合運動公園、それから奥武山公園の役割分担といったところを今、文化観光スポーツ部のほうで検討しているというふうに聞いております。

以上でございます。

○新垣光栄委員 私も2月11日に県総行って、20人ほどにちょっと意見を聞いてきました。そしたらやはり一般とか学生、そして広島から1か月ほど沖縄に来て、毎日テニスをやっている方もいました。そういった中でやはり今の現状がいいというのがほとんどで、1人男性の、結構、すごい選手だなあと思う方がハードもあってもいいなというぐらいですね、ほとんどの方が今のコートで満足していると。陳情書にもあるようにやはりこれを、プロの選手の国際大会の誘致だとハードが必要だと思いますんで、その辺の両方、ソフトとハードのすみ分けとかですね、そういった位置づけをしっかりと考えて、必要であれば2面ですね、ハードコートが16面、ソフトコートが16面というふうに、大会が全国大会、そして国際大会ができるような部分を整備していくんだったら、

そういったすみ分け的なものが必要ではないかなと感じたんですけれども、その辺をどのように、今、考えているのか伺いたいです。

○喜納久都市公園課長 お答えいたします。

まず、公園としての立場からするとやはり日常利用ですね。地域の方々が利用していくと。その際にどちらがいいかというような視点になるのかなと。一方、今度、スポーツ利用として見たときに、競技選手の高度化といったところを目指していくと。そういったところの中でやはり地域利用とそういったスポーツ利用といった、すみ分けが必要なのかなと。これを今、文化観光スポーツ部のほうで検討していただいていると、そのように考えております。

○新垣光栄委員 しっかりそういった理念を持って進めていただきたいと思います。

次ですね、陳情の令和6年第213号。前回、質問したときにも、工事完了等の予定日が未定の場合はですね、しっかり行っていくということだったんですけれども、今現在どのような状況になったのか伺います。

○知念秀起建築指導課長 お答えします。

開発許可後の進行管理につきましてですね、開発許可後2年を経過し、工事着手を行っていない一定規模以上の案件については、申請者等に文書で通知し、進捗状況の報告を求めたところでございます。未回答の申請者等につきましては、回答を督促している状況でございます。また、明確な対応が示されない場合は再度指導を行っていきたいと考えております。

以上です。

○新垣光栄委員 明確な回答を載せられていない案件は何件ありますか。

○知念秀起建築指導課長 今、報告を求めた案件の中で、廃止の予定が2件ございまして、こちらは廃止届を案内して1件は提出していただいたところでございます。また、完了しているものの、完了検査を受けていないという案件が2件ございましたので、こちらの完了検査を実施するよう求めたところ、1件は完了検査を実施したところでございます。それから、所在不明が3件ございまして、こちらは所在を調査中でございます。また、未回答が4件ございましたが、こちらは電話にて回答を督促中でございます。こちらのほうは、もし今後、対応がなければ、再度文書にて指導を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○新垣光栄委員 陳情案件は、今どのような状況になっておりますか。もう済んだのか、まだなのかですね。先ほどの処理概要の中のどれに該当するのか。

○知念秀起建築指導課長 お答えします。

この石垣白保リゾートホテルの建設計画の開発許可についてですが、こちら当初は、工事完了予定年月日が記載されてなかったということですが、こちらはヒアリングをしまして変更届も提出されて、今はちゃんと予定年月日もありますので、こちらの陳情にあります変更届未提出という問題につきましては解消されているものと考えております。

○新垣光栄委員 ありがとうございます。

続きましてページ74ページですね。次、陳情令和7年第9号、南西石油の後背地の公有水面の氾濫によって、皆さんしっかり対応していただいております。現在どのような状況になっているのかお聞きします。

○高良亨港湾課長 現時点で、県の中部土木事務所のほうで導流堤を整備完了しまして、導流堤から内側に向かってしゅんせつのほう完了してございます。さらにはですね、与那原町さん、西原町さんもそれに注ぐ水路ですね。そのほうも完了してございますので、現時点で、その氾濫というような状況は確認できておりません。

以上です。

○新垣光栄委員 陳情に関してはもう終わったということで理解していいんでしょうか。

○高良亨港湾課長 現時点ではそうでございますが、県としても状況は、見据えながら確認はしていきたいなというところでございます。また西原町さんのほうも、町長にお会いしながら話をさせていただいたんですが、まだ心配な面があるよということもございますので、また中部土木事務所、さらには南西石油、太陽石油という会社が変わったんですが、その担当者、そこに大雨等々が20ミリ以上ですかね、その辺降った際には電話連絡して、その状況を確認しているというところもございますので、その辺りまで西原町さんとの意見交換をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○新垣光栄委員 よろしくお願いいたします。

続きましてですね、84ページ陳情令和7年第50号お願いいたします。

先ほど部長からもありましたとおり、処理概要の変更があったということで、本当にありがとうございます。これは企画部だったと思うんですけども。この是正計画書の提出を求めたってありますけれども、皆さんこれは口頭でやったのか書面でやったのか、お伺いいたします。

○城間直樹企画部県土・跡地利用対策課長 答えをいたします。

陳情処理概要に記載をしてございますけれども、85ページです。赤字ですね。令和8年1月に是正計画書の提出、これは文書で求めているところです。

以上です。

○新垣光栄委員 ありがとうございます。

一歩進むと思いますので、本当にありがとうございます。農政のほうは口頭による指導ってあるんですけど、これはそれ以降変わっていないのか、書面でしっかりやっているのかどうか、農政の担当がいたら教えてください。

○長濱泰農林水産部農政経済課主幹 農地法では、まず市町村農業委員会が違反転用者等へ聞き取りを行う事実確認を行った上で指導していく。その上で、違反転用者に対してですね、農業委員会が勧告と指導を行っていくところで、その後に違反事案のほうをですね、報告を県に行っていただくという流れになっております。ただ現時点では、まだこれ違反事案報告が上がっていない状況ですので、県としましては農業委員会と連携して適切に口頭指導等を行っているところです。

以上です。

○新垣光栄委員 違反が確認されていますので、しっかり西原町の農業委員会とも協議してですね、しっかりとした対応が取れるようにお願いいたします。それとあの周辺、どんどんどんどんヤードが増えてきてですね、その辺が今気になっていますので、その辺も含めて私たちも視察に行ったんですけども、まだまだ同じ状況の開発が進んでいるなあと思っていますので、そういったのを事前に防がないといけないと思っていますので、そういった何ですかね、監視体制と言ったらちょっとおかしいんですけども、そういった体制は、農林、

土木、そして企画ですか、一緒になって取り組まないといけないと思うんですけども、そういった対策の協議は行われているのか。お願いいたします。

○知念秀起建築指導課長 池田の件につきましても関係各課で調整して協議を行っているところでございます。

以上です。

○新垣光栄委員 ぜひ主になるところを決めていただいてですね、やはり、どこの案件だとか農林だとか、企画だとか、土木部だとかですね、ちょっと主になるところが分からないものですから、そういったことが起こったときにどこが主になって取り組むというのを事前にですね、組織体制を確立していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次128ページ、陳情の令和7年第175号ですね。世界から選ばれる観光地の形成の部分でですね、本当に予算もつけていただいて道路表示盤の改善も行われていると思います。その中の3番ですね。地域やボランティア団体及び企業と連携した維持管理体制の構築に向けて取り組んでいくということですが、今年どのような取組を考えているのかお聞かせください。

○安里嗣也道路管理課長 現在国際連携、重要な地区として5地区選定しておりまして、そこで官民連携という取組を実施している状況でございます。

以上でございます。

○新垣光栄委員 私が聞いたのはボランティア団体ですね。地域とかの団体、企業ですね。そうした維持管理の体制を構築していくというんだけれども、どういうふうに考えているのか。

○安里嗣也道路管理課長 ボランティア団体、引き続き連携して、そういった沿道景観に取り組んでるところもございます。あとは企業とかのですね、そういった企業の皆さんが積極的にやるような体制も整えて、地域一体となってそういった沿道の景観をよくしていこうという取組は、今年度からもやっておりますので、引き続き令和8年度以降も、地域と連携して、沿道景観をよくする取組を進めていきたいというふうに考えております。

○新垣光栄委員 よろしくをお願いいたします。

次130ページですね。陳情令和7年第181号、こちらも土砂災害、地すべり

なんですけれども、先ほど処理概要のところでは文書による改善を求めているということで、感謝申し上げます。そこに各部署が関わっているんですけども、産業廃棄物処理の許可を出した環境部が関わっていないんですけれども。この辺もし、環境部に陳情がいないものですから、環境部で聞けないものですか。そういった産業廃棄物処理場のときの許可を出した部としてはどのような対応をしているのか。

○金城孝一環境部環境整備課班長 お答えいたします。

中城伊集で事業を行っていた産業廃棄物処理業者についてはですね、瓦礫類を破碎するような中間処理を行っていたというところで、当時瓦礫類を保管してたということで確認しております。実際に土砂崩れのあった前日に現場のほうを確認していて、一定程度の瓦礫類は保管されているのは確認しております。その保管状況については、許可条件を満たしているようなことで、外部からなんですけれども、確認しており、明らかな違反な保管はされていないというように確認はしております。

○新垣光栄委員 私はあの状況見ると、憶測でなんですけれども、この許可を出したときの位置が本当に正しかったのかなと。この許可範囲内に入っていたのかなというの、ちょっと疑問なものがありまして、その辺も含めてですね、もう少し産業廃棄物の許可した経緯とか、そういった処理概要のほうもしっかり上げていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

最後140ページですね。陳情第20号首里城の大龍柱の向きに関してなんですけれども、これも2年前からしっかりやっていくということで、協議の中でしっかりやっていくという中で、今回処理概要を見ると技術検討委員会の中でもう決まったんだから仕方ないような書き方になっているんですけども、私はもう少しですね、この皆さんの前回の答弁では、史実に基づいて、歴史的、建造物としてこうやっていくということだったんですけども、もうこれは正面に向くのか、相対向きになるのかというのは、もうこれ決まっていることなんですか。陳情が上がっているんですけど。

○仲本利江首里城復興課長 お答えします。

大龍柱の向きにつきましては、相対向きとすることが、令和3年度の首里城復元に向けた技術検討委員会で示されているところでございます。フランス海軍のお写真はですね、正面向きとなっておりますが、復元の根幹の資料として、首里王府の記録であります、いわゆる寸法記というものと、御普請絵図帳など、

これを参考としておりまして、これは相対向きとなっております。ここが焦点となっているのはどちらの資料を重視するかということですけれども、技術検討委員会では令和3年度に集中してこの辺を研究しております。結構時間かけてですね。その結果についてはちゃんと報告会というものを令和4年度の1月、そして令和5年度にも2回目の報告会を行っております。それで暫定的な結論と申し上げておりますけれども、これはですね、龍柱の向きが変えられたと考えられるので、またその経緯、理由を示すような、こういった資料が出てくれば、再検討されるというところとなっております。

以上です。

○新垣光栄委員 私はこの議論は2年前、3年前ですかね、ずっとやってきた中で、史実に基づいて資料が出てきた場合には、しっかり対応していくという回答だったと思うんですけど、写真も1877年5月に撮影された写真もありますし、寸法図というのは私たち建築屋からするとですね、正面向きになると一本の線にしかないんですよ。それで相対向きにしてですね、しっかり寸法を入れていくのが技法的にそうであってですね。本当にそれが参考資料となるのかなと思っている部分もあって、そういった表現をしている学者の方もいます。私はそのとおりだと思っていて、そういった意味で、皆さんがしっかり大龍柱の向きに対してですね、しっかり今まで、ずっと陳情が上がってきたと思うんですけども、それをしっかり捉えてやってきたかというのが、ちょっと疑問であるんですけども。しっかりもう一度、陳情者の意向に応えられるように、しっかり何ていうかな、調査をやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時55分再開

○仲里全孝委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 先ほど龍柱の、ごめんなさいねもう今、ちょっと準備しない

うちに、龍柱の件ですけど、専門家の皆さんたちがいろいろと議論を交わしたということも重々理解をする上で、やはりもうこれだけ、前か横かというこの2つのうちの1つということですね。これやはりもうどちらか決めるってのはとても、どっちも正解だと思うんですよ。どっちも正解。専門家の中では決まったって言っていますが、県民的にはどっちも正解だと思っています。それを考えると、もっと、私この間も言ったんですけど、新鋭的な方法これから先、ずっと残るわけですから、そこもうちょっと検討するということを考えてほうがいいんじゃないかというふうに思っておりまして、休憩中に皆さんとも話をする中で、回転式だとかね、ちょっと遊び的に見えるかもしれませんが、ただそうではなくって、これ世界からも注目されている首里城ですので、もっと考えられないのか、改めて伺いたします。

○仲本利江首里城復興課長 お答えいたします。

首里城正殿の再建につきましては、復元対象年代というものを定めまして、往時の姿による復元を目指す事業となってございます。特に正殿は往時の材料や工法で、より精度を上げて内部や外部を復元すると、再現度の特に高い建物となっております。そこで使用される参考の資料といいますのは、やはり歴史的な資料、記録、遺物、写真等でですね、精度が高く、また良質の資料が求められているところです。折衷案の件ですけれども、新しい建物や近代的な建物の整備をする場合ということに関しては折衷案というものは、一考というふうに思われますが、しかしこの正殿の復元というのは歴史的建造物となっております。今からですね、300年以上前に再建された琉球王国時代の正殿、これを再現するということになっていきますので、史実根拠のない新たな形態というものを、ちょっと取り入れるのは大変厳しいというふうに考えております。

以上でございます。

○山内末子委員 もうとても理解、それも正論だと思います。それも。それを踏まえるということ、やはり改めてということは、いろいろと水掛け論みたいな形になっていくかと思えますけれども、やはりその上で、今おっしゃっていたような形でのことも踏まえての結果ということも重々理解もしておりますので、そこら辺を県民に対してですね、しっかりとした説明、しっかりとした判断だということを、もっと広報をやっていないといけないのかなというふうに思っておりますので、その辺はしっかりとまたお願いしたいと思います。ほかにもまた、その件についてはあると思いますので。

次に、陳情令和6年第72号の4離島からの陳情の中で、県管理空港に対し

て、外国のターミナルとかの補助金をという陳情が出ております。その中で、県管理の中で、今外国からの航空路線を受け入れているところというのと、まずお願いいたします。状況をちょっと説明お願いいたします。

○大城嘉和空港課長 お答えします。

県管理空港で、国際線の就航が可能な空港につきましては、石垣空港と下地島空港でございます。

○山内末子委員 石垣空港と下地島空港が、外国の空港、路線を、今実際にはあるところですけど、宮古空港は、今それはないんですよね。

○大城嘉和空港課長 お答えします。

宮古圏域につきましては、下地島空港で受け入れるということで、対応しているところでございます。

○山内末子委員 この陳情にあるのは、県管理空港の中で、そういった補助金をぜひ活用させてくれというふうにあるんですけど、そういった受入れのできるような空港がほかにもまだあるのか。今下地島と新石垣ですけど、ほかの空港も対応が可能なのかどうかだけお知らせください。

○大城嘉和空港課長 国際線を受けるに当たっては、C I Q、検疫とか税関そういった手続もございます。関係機関もありますので、今のところ、石垣島空港と下地島空港で受け入れるということで考えているところでございます。

○山内末子委員 今観光が、海外からの観光が大分状況よくっておりますので、今の受入れ以外に、これから先また新たな就航があるのかどうか予定されているのかどうかお知らせください。

○大城嘉和空港課長 繰り返しの答弁になりますけど、県としましては、県の管理空港では石垣空港と下地島空港だけで国際線を受け入れるということでございます。

○山内末子委員 ごめんなさい。そうではなくて、新石垣で今受け入れておりますよね。それがあと幾つか。ほかにも、今韓国でしたか、韓国か香港かだと思いますけど、幾つかの国からまた受入れの状況が可能かどうかお願いします。

○大城嘉和空港課長 失礼しました。

石垣空港では、今のソウル便とか台北便が就航してございます。ターミナルビル会社とかですね、そういったところとの調整になりますが、受入れは可能だというふうに考えて、ほかの路線も含めて受入れ可能だというふうに考えてございます。

○山内末子委員 終わりますが、その受入れを広げていく、振興していくというのは、皆さんの方のところではなくて多分文化観光振興だと思いますけれど、今もう那覇空港もいっぱいいっぱいだと思いますので、そういった観点からはやはり離島の県管理、その空港の活用というのは、さらに振興していくと観光にも寄与していくと思っていますので、その辺の整備だとか、設備整備だとか、そういうこともしっかりと、やっていただきたいと思っておりますので、そこにひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 1つだけ気になるものがありましてですね、陳情第9号、138ページですね。沖縄県南部土木事務所建設班の相談対応に関する陳情ってありますけど、この内容を詳しく教えてくれませんか。

○知念秀起建築指導課長 お答えいたします。

陳情者のほうがですね、補助金を活用してある建物に入居し店舗営業を行っているところですが、その退去の意向があるようでして、陳情者によりますと建物の安全性に懸念があり、賃貸借契約を解除せざるを得ない場合は、補助金事務局に建築物に関する指導、勧告、是正命令等の行政文書の提出が必要とのこと。そこで雨漏り等の不具合もあるので、南部土木事務所に現地調査や行政としての指導ができないか相談があったようでございます。南部土木事務所としましては、当初、建物の維持保全に関する指導までは行っていないと回答したのですが、その後、再度、現地調査の依頼もありましたので、調査を行ったようです。その結果を、陳情者に求められたようですが、建物所有者や管理者のプライバシー保護の観点から、守秘義務があるということを説明し、法令上の指摘はなく、口頭助言指導を行ったことを伝え、口頭助言指導の内容

までは答えなかったとのことでした。また、後日、陳情者から現地調査や指導状況の文書作成依頼があったようですが、国の照会や法令に基づく手続や依頼ではないことから、文書は出せないことを回答したようです。そういった内容でございます。

以上です。

○喜屋武力委員 これは、こういった施設ですか。こういったものに使われている施設なんですか。

○知念秀起建築指導課長 店舗ビルになっていまして、その一部を間借りしているという話のようです。

○喜屋武力委員 店舗部分って、だからこういったことを目的とした――店舗でもいろいろな種類がありますよね。こういった施設ですか。

○知念秀起建築指導課長 物品販売業を行う店舗になっております。

○喜屋武力委員 この物品販売業を行っている店舗が雨漏りしているということですか。

○知念秀起建築指導課長 そういった状況を確認してほしいという内容でございます。

○喜屋武力委員 やはり店舗とこの借りている人との相談の中でやるべきものだと思うのですが、何でこれが陳情が上がっているのかなというちょっとおかしいなという感じで、なっているんですけど。だから、これ県が立ち入ってあれすることもあるんですかね。

○知念秀起建築指導課長 南部土木事務所のほうでは、法令違反等の何かしら法に基づいて調べなきゃいけない、あるいは立入調査をしなければいけない場合には、立入りを行っておりますが、その建築物の維持保全につきましては、建築物の所有者、管理者、占有者において、常時適法な状態に維持する義務があり、そういったことがあるということで、特に土木事務所のほうがそれを指導する立場ではないということで、所有者、管理者、占有者における対応となるということも、陳情者にはお伝えしたとのことでございます。

○喜屋武力委員 ある程度分かりましたんで大丈夫です。私も土建屋ですので。終わります。

○仲里全孝委員長 これで喜屋武力委員の質疑は終わりました。
ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員 ちょっと、たくさんありますが、よろしく願いいたします。

陳情第7号バリケンのほうからお伺いいたします。136ページですね。まずバリケンの件で陳情者である池端町の自治会長、首里当蔵町の自治会長と周辺住民の皆さんと一緒にちょっと現場を見させていただきました。非常にたくさんバリケンいるんですけれども、20年ぐらい前からこの場所に現れたということを知っていますけれども、このバリケンがどのようにこの場所にすみついた、持ち込まれたかという経緯について伺います。

○喜納久都市公園課長 すみません。ちょっとそういった当初の経緯についてはちょっと確認できていないんですが、おっしゃるように20年ぐらい前からすみ始めて、今70羽程度になっているという状況を確認しております。

○瑞慶覧長風委員 前はいなかったということによろしいですね。

○喜納久都市公園課長 当初の龍潭池では、バリケンというものは、全くいなかったかというのは……、こういったような定着していたというような事実はないと、当初はなかったと考えております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

この外来のものであるということを前提にして進めますけれども、円鑑池のほうも含めて生息というものは確認をしているわけですね。お願いします。

○喜納久都市公園課長 この70羽は、円鑑池の生息している個体も含めております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 那覇市のほうにも陳情を出したということなんですけれども、ちょっとそれ、取り次いでくれなかったという話もあってですね、県としても、田鑑池は那覇の管理ですよね。首里城公園の指定管理者もいるので、関係機関と連携した対策について、どういう形で行うかお願いします。

○喜納久都市公園課長 お答えいたします。

まず、このバリケンのふん害等が発生している主な箇所というのが、城西小学校横のトイレの周辺と、ここで恐らく観光客なり、地元の方々が餌やりしてですね、そこにすみついてしまって、そこでふん害であるとか、また、多数いまして歩いて近寄ってくるというようなところで威圧的に感じると。そこでまず、その当面の対応策としましては、まずこの城西小学校の横のトイレ周辺から、この個体を移動させたいと。この個体を人があまり接触しないような箇所に置きたいと。そこで餌やり場というものをちょっと移動させて、龍潭池の奥まったところで餌やりしてくださいよというようなところで、ちょっと現地に看板を立てまして、また、このトイレの前で餌やりしないで、もっと奥のほうでやってくださいと。この餌のやり場を移動させると。それによって個体をより人が少ないところに持っていきたいと。あとトイレの前でふんが多く発生する。そこは清掃を何回も行って清潔に保つようにすると。こういったところをちょっとまず、当面できる対策を行って、そこで人とのトラブルの原因というのを除去することによって、環境を改善していきたいと。まず、今回は行う対策としましては、この城西小学校横のトイレ周辺のいる個体をですね、より遠くに移動させて、より人の接触を少なくすると、まずそこから始めたいというところで、指定管理者も連携しながら取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○瑞慶覧長風委員 実際2週間ぐらい前に行ったんですけれども、非常にサイズ大きいですね。私ですらちょっと怖かったんですよ。かなり大きくて。それは本当かは置いてですけども、この子育て時期においては人を攻撃してくる、威嚇してくることも地元の方から聞きました。だから子どもたちにとっては非常にサイズの的にも怖いだろうと思いますし、非常にふんも大量に落ちている状況も見受けられました。最初に確認した、この場所に、そもそもいなかったという中で、この餌やりを行うということ自体が、適切なのかというのは疑問なわけですよ。それはどう考えていますか。

○喜納久都市公園課長 こういった野生生物に対して餌やりをすると。一番、顕著になっているのは、猫に対して野生猫に対して餌をやるということになっております。県営公園におきましては、県総合運動公園のほうで、まず餌やりルールというのを定めまして、そういったルールに基づいた餌やりというのをする必要がありますんじゃないかと。過去、餌を禁止すると、餌やりをなくすと、そうするとやはり、逆に愛護団体のほうから苦情が来まして、それまでやり過ぎじゃないかというようなところもある中で、そういったような動物愛護の点と、それから環境保全と、あと人の安心・安全といったところのバランスをですね、ちょっと図る必要があると考えております。すぐに個体数を調整するかという話ではなくて、まずはいろいろな関係者と意見を交換しながら、人との接する機会を減らして、そこで対策を取ると。また、関係者と広く意見交換しながら取り得る対策について、今後また検討していきたいなと思っております。

以上でございます。

○瑞慶覧長風委員 自然保護課の担当になるか分らないんですけれども、例えば猫の場合は、不妊去勢手術ができますよね。この鳥類の場合というのは、そういう対策というのは、何か可能なんですか。

○喜納久都市公園課長 現時点ではちょっとそういったことは確認しておりませんので、また市町村とか関係者と意見交換しながらですね、そういった可能性もあるのかも含めて検討していきたいなと考えております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 個体数の調整という部分での、地域住民からすれば減らしてほしいというのが願いだというふうに伺っていますので、その辺り技術的に可能なのかとかですね、いろいろ検討していただいて、最後、要望いただいたのはバリケン問題の公聴会みたいなのを地域住民とつくってほしいということ、自治会長さんからもいただいておりますので、その辺りの検討もしていただけたらと思いますけれどもいかがでしょうか。

○喜納久都市公園課長 地域の自治会の方にもやはり意見交換する必要があるかなと。あと隣の城西小学校のPTAとか、そういった関係機関と広くちょっと意見交換し、やはりこれに対しては、様々な意見があると思いますので、しっかり丁寧に意見交換しながら、ちょっと取り得る対策について検討してま

いりたいと考えています。

以上でございます。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

41ページの陳情令和6年第124号南部東道路をお願いいたします。まず新年度予算での整備進捗について見込みについて御説明をお願いできますでしょうか。

○砂辺秀樹道路街路課長 答えいたします。

南部東道路につきまして令和8年度はですね、区間2の名嘉真高架橋の整備に取り組むほか、区間2及び区間4の用地取得済み箇所において、道路改良工事等に取り組む予定でございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 本会議でも質問しましたがけれども事業執行体制の強化について、この定数枠が増えたというふうに伺っておりますけれども、南部東道路事業建設現場事務所の人員増について伺いたいと思います。

○砂辺秀樹道路街路課長 答えいたします。

現場事務所の執行体制につきましては、現在予算規模に応じた適切な職員配置に加え、用地買収等の業務においては、沖縄県土地開発公社や民間コンサルタントを活用するなど、事業推進に取り組んでいるところでございます。現在、県職員のほか、用地の委託、嘱託職員も含めると14名の体制で事業の推進に努めているところでございます。また用地取得につきましては沖縄県土地開発公社を活用して事業に取り組んでいるところでございます。先ほど委員からお話のありました人員増についてはですね、こちらは南部土木事務所のほうでまた配置のほうを検討していくということなので、まだちょっとそこら辺聞いているんですが、増員されればいいなというふうには考えてございます。

○瑞慶覧長風委員 土木部としても増員してほしいという要望はしていただけたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

那覇空港自動車道の直接乗り入れ部の国受委託について、今現状で県と国との協議、どのレベルで行われているのか。これは本省も認知しているのところなのか伺いたいと思います。

○砂辺秀樹道路街路課長 お答えいたします。

今御指摘の那覇空港自動車道と隣接する箇所の橋梁工事につきましては、国へ委託することを想定してございます。調整のレベルとしましては、南部土木事務所と南部国道事務所、あと我々道路街路課の三者で協議をしているところでございます。

○瑞慶覧長風委員 この本省の認知はどうなっているのかということも含めて南城市から問合せがあるんですけれども、いかがですか。

○砂辺秀樹道路街路課長 現時点ではまだ地元、事務所レベルでの調整になってございますが、今後調整の熟度を高めていきながら、国のほうがですね、本省のほうにそういう話もしていくのかなというふうには考えてございます。

○瑞慶覧長風委員 南城市からしては非常に重要な問題なので、しっかり責任を持った答弁をいただければありがたいんですけれども、手続に一定の時間を要することも見込まれる中で、いつ頃から具体的に協議を詰めていくのか答弁できますか。

○砂辺秀樹道路街路課長 今も協議しているところでございますので、引き続き協議をしていきたいというふうに考えてございます。あと、すみません、先ほど事務所レベルという話、回答させていただきましたが、沖縄総合事務局のほうも協議には参加しているということでございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 熱量を持って、ぜひ取り組んでいただけたらと思いますのでお願いします。

次に43ページ、陳情令和6年第125号、すみません南城市のが多くて申し訳ないですけれども、社総金とハード交付金に係る南城市道の整備について新年度における南城市からの要望額と交付額がもし決まっていればお伺いいたします。

○安里嗣也道路管理課長 南城市の社総金につきましては、現在の社総金は、国からの配分ということでまだ配分が決まっておりません。沖縄公共投資交付金につきましては、現在6事業で実施しておりまして、令和8年度の今、予算額としては、全路線で1億7000万程度を配分予定として、これ5路線ですね、

配分予定しております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 南城市の要望額まで伺った……。

○安里嗣也道路管理課長 南城市の要望額としましては、4億8000万。ということで、配分としては、5割までっていないという状況でございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

厳しい中でも皆さん予算つけていただいて、船越大城線とかですね、一定のめどをつけたり、喜良原新里長作原線も今年の暫定供用開始に向けて、今、めどというか着実にやっているということです。しっかり交付して後押しをしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に県道、44 ページですね。陳情令和6年第126号の2南城市内の県道整備の陳情ですけれども、県道仲間交差点の改良整備について、86号線方面に1キロ以上にわたって車が連なる状況も今あります。コストコの影響もあると思うんですけれども。この仲間交差点の改良というのは、この渋滞対策難しいでしょうか、いかがでしょうか。

○砂辺秀樹道路街路課長 お答えいたします。

仲間交差点につきましては、隣接する仲程交差点との間隔が短いことや右折帯がないということで道路の構造面での課題があるというふうに考えてございます。しかしながら道路幅員に余裕がないためですね、あと交差点改良には道路幅員が必要と考えておりますが、沿道に大型の物件等もございます。そういうことで、道路を拡幅するとなると、事業費の確保の面でもちょっと課題が出てくるというふうに考えておりますが、現在、何とかこの道路敷地内ですね、短期的な暫定対策ができないかというふうなことを今、その可能性について、検討しているところでございます。あわせて、ソフト対策等も含めて改善が図られないかですね、今後また地元の南城市とも意見交換をして有効な対策について考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

少し前向きな答弁が聞けてうれしく思います。よろしくお願いいたします。

2番の県道、3番ですね、自転車道ですね。県の自転車道について南風原田原線から伺います。まず、今年度から令和8年度にかけての工事スケジュールについて、伺いたいと思います。また大里タンク前、大里調整池前の箇所の設計についてもう仕上がっているのか、状況を伺います。

○安里嗣也道路管理課長 南風原田原線はですね、用地買収を今やっております。あと玉城那覇自転車道の大里北小学校付近なんですが、こちらは現在整備を進めておりまして、周辺どんどん整備しているところなんですが、今回、整備した大里北小学校から調整池の間、一部完成したところの舗装工事等を実施しまして、実際、今年度完成したところと、後は少し次年度まで繰越しを予定している箇所もあるんですが、その間と調整池の間の工事等令和9年度以降、整備を予定しております。令和9年度以降整備すればこの周辺の玉城那覇自転車道の連続性が保つことができるということで、令和9年度以降も引き続き予算確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 令和9年度以降に大里調整池前の部分を整備するということだと思えるんですけども、この概算事業費というのは幾らぐらいでしょうか。

○安里嗣也道路管理課長 しっかり計算しないといけないんですが、概算では大体1億ぐらいはかかるであろうというふうに今考えております。

○瑞慶覧長風委員 この令和9年度以降ということで時期も確定できていないということなのか、いかがですか。

○安里嗣也道路管理課長 令和9年度予算ということですので要望はしっかりして何とか確保したいという状況なんですが、この事業費が確保できないと2年度にまたがるとか、9年度には、まずは着手はしたいというふうに考えております。その間を全て整備する必要額が確保できれば、9年度なんですが、それが厳しい場合は、ちょっとまた次の年度まで要望して、整備していきたいというふうに考えております。

○瑞慶覧長風委員 約20年ぐらい完了していない路線ということで、交通量も非常に多くて、通学路ですので、非常に危険な場所となっておりますので確

実に着手していただきたいんですけども、必ずしもこのハード交付金でないといけないのか、ほかの方法はないのか、そのことを伺います。

○安里嗣也道路管理課長 今補助事業で通学路の緊急点検した事業があったんですが、それがまた、令和8年度で通学路の緊急点検した事業というのが終了となりますので、その事業も含めて玉城那覇自転車道は併せて今整備予定しているんですが、大城調整池タンクのところの箇所については、9年度以降ということですので、事業自体がもう終了するということでございますが、基本的に公共投資交付金、ハード交付金を中心に整備していくことになると考えているんですけど、やはりこの交通安全、重要な路線でもありますので、予算確保にしっかり努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 何としても早期の整備をお願いしたいと思います。この西江戸東江戸路線ですけども、次に、この市にとって非常に重要な企業誘致にも関わるためですね、南城市が市道部分の先行整備を県に求めているということです。この県の許可に関する回答がまだ来ていないので着手ができないということですけども状況を教えてください。

○安里嗣也道路管理課長 西江戸東江戸路線につきましては、南城市がしっかり、今、重点的取り組んでいるということと認識しております。玉城那覇自転車道の整備区間として、またここの位置づけをどうするかという含めて南城市と、調整しているところでございまして、今南城市として、その辺の整備の方法とかも含めて現在調整中でございますので、引き続き南城市の市道の整備と併せて、この玉城那覇自転車道の現区間から西江戸東江戸路線との関係がうまくできるような整備ができるように、南城市といろいろと調整していきたいというふうに考えております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 許可を出すタイミングというのは、どういうふうになるんですか。何が整えば許可を出せるということですか。

○安里嗣也道路管理課長 現在の玉城那覇自転車道の計画が、併走するという計画がありますので、それをどういった形で西江戸東江戸路線と整備等々連携させるかというのは、ちょっとまだ具体的なものができておりませんので、そ

の辺りをまた南城市と密に調整しながら、その課題を洗い出ししながら、計画がどういうふうにできているかも含めて、調整していきたいというふうに考えております。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

早めの調整を、ぜひよろしくお願いします。

次に52ページの陳情令和6年第143号南城市商工会ですね。すみません、一度も質疑がなかったので質疑いたしますけれども、直近の地元企業受注に関する実績と県の地元優先の取組について伺います。

○大湾朝亮技術・建設業課長 お答えいたします。

令和5年度にですね、土木建築部が南城市で発注した工事は12件となっております。そのうち南城市に主たる営業所がある業者の受注実績としては3件となっております。また令和6年度につきましては、南城市内で発注した工事が15件で、南城市に主たる営業所がある業者の受注の実績としては2件というふうになっております。すみません、令和7年度につきましては、その受注の状況等についてはまだ未集計となっております。県としましては、地元企業への優先発注ということで、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づきまして、工事の規模を工種によって、入札参加希望登録業者の中から、会社ですね、技術的適性、手持ち工事の状況等を勘案した上で、可能な限り地元企業に配慮した指名等を行っているというところでございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 この令和6年度で15件のうち2件ということですが、県の評価はどのように捉えているか伺います。

○大湾朝亮技術・建設業課長 県としましては、南部管内の事業となりますので南部管内の業者につきまして、配慮した受注となっております。ただ、南城市内の工事におきまして、南城市に主たる営業所がある業者の実績が2件ということですが、その辺につきましてはちょっと評価というところは厳しいところがございますが、引き続き優先発注に努めていきたいというふうに考えております。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

次に、陳情令和7年第51号佐敷沿岸のまちづくりを伺います。86ページです

ね。新市長が就任をいたしました。新年度の総合調整会議での対策の協議について、見解があれば伺います。

○高良亨港湾課長 この協議についてですが、令和３年度からやってございます。令和６年度もやりまして、現在、新市長というところで、また南城市さんと意見の方向性を確認しながらですね、その辺りの開催に向けて調整をやっていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 開催時期が決まっていれば。決まっていない。

○高良亨港湾課長 開催時期につきましても南城市の担当部局とですね、その時期について、この方向性で現状の確認をしながら、時期は早々に決めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

もうちょっとで終わります。前回の陳情で新開地域の地区の護岸整備については採択をしたんですけれども、ちょっとその後の進展がまだ進んでいないという中で、ちょっと海辺のまちづくりと密接に関わるものですから。委員長、質疑よろしいでしょうか。

○仲里全孝委員長 どうぞ。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

この新開地区の護岸整備ですね、予備設計の再検討、護岸高に関わる委託調査発注を昨年末にしているということですのでけれども、市が求めている親水性のある護岸整備に関する要望の実現について、対応状況を伺います。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えいたします。

当海岸にですね、景観に配慮した護岸設計ということで、南城市のほうから御要望が来ているのは承知しておりますけれども、新たな設計の条件でやるとどうしても現在の護岸高さよりかなり高くなるということで、予備設計は報告させていただきました。今この当初の設計からですね、護岸の高さをなるべく落とし、手法がないかということで、いろいろ検討してはいる状況ではあるん

ですが、委員、御存じとは思いますが、こちらは特に自然環境に配慮するところとありまして、護岸を低くするに当たっては、その前面に大きなブロック置いたりとか、そういう方法いろいろありはするんですが、そうなった場合に、市のほうが要望する景観に配慮する護岸になるのかどうかというのもありますので、今幾つか複数案を検討している状況で、それにちょっと今時間を要しているということです。その複数案ができた段階です。またどの程度護岸が低くなるかとか、その辺の話を市のほうと意見交換をしてですね、なるべく早期に、事業着手できるよう進めていきたいと思っております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

今の設計の高さよりも、少しでも低くしていこうということで努力していると、そうするという認識でもよろしいですか。

○又吉一誠海岸防災課長 委員おっしゃるとおり、護岸を少しでも低くするような努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 よろしくお願ひいたします。

市と調整して、その後の地元自治会、住民との理解を得る努力等も含めてよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に 88 ページですね。陳情令和 7 年第 53 号県道 77 号線と県道 48 号線が交差する稲嶺交差点の改良についてです。この用地取得難航の南側についてなぜ難しいのか説明をお願いします。

○安里嗣也道路管理課長 用地交渉難航の理由は、なかなか金額自体、用地の取得の提案自体で、なかなか金額が折り合わないという状況でございます。

○瑞慶覧長風委員 右折帯設置のためにですね、県としてどういう対策を具体的に今検討されているのか、お願いします。

○安里嗣也道路管理課長 現道内で何かそういった右折帯ができないかどうかというようにいろいろ検討してはいるんですが、この取り付いている道路の縦断の勾配とか、そういったものがなかなか難しいというのがございまして、その辺りはやはり用地取得をしないとその右折帯の設置というのが今厳しい状況

でございます。この辺りをですね、今の現道内でできる方法があるのかというのがですね、ちょっと今難しいという状況もありますので、引き続き地域の自治体、市町村と一緒に用地交渉を進めて、何とか用地取得できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございました。

○仲里全孝委員長 これで瑞慶覧長風委員の質疑は終わりました。

知念秀起建築指導課長。

○知念秀起建築指導課長 先ほど喜屋武委員のほうから陳情第9号の中でどのような店舗かという御質問がございまして、そこで物品販売業を営む店舗とお答えしましたが、正しくは、主に物品販売業を営む店舗が入居しており、その陳情者が入居している部分につきましてはカフェバーなどとなっております。

以上、お詫びして訂正させていただきます。失礼しました。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

下地康教委員。

○下地康教委員 2問ですので、さくさくやっていきたいと思います。

46ページ、陳情令和6年第136号の4、いいですね。県営宮古公園、久しぶりに質問するんですけども、今の現状をですね、令和8年度の事業内容と予算、それと進捗状況を教えてください。

○喜納久都市公園課長 まず進捗状況について御説明いたします。用地取得を行っている、あと民間活力導入ということで令和7年8月に有識者による委員会を組織しまして、民間活力導入についての検討を行っている。令和7年度内で現在3回開催していきまして、来週、4回目の委員会を開催すると、そのように民間活力導入について検討を行っている状況でございます。まずは、進捗状況について御説明します。

○下地康教委員 進捗率を教えてください。これ事業費ベースで。

○喜納久都市公園課長 令和6年度末、令和7年3月時点で事業費ベースで進

捗率は 8.7%でございます。

以上でございます。

○下地康教委員 8 年度の予算は、幾らになっていますか。

これは、平成の 27 年頃の着工でしたかね。着工はいつでしたか。

○喜納久都市公園課長 事業着手は令和 2 年度でございます。

○下地康教委員 令和 2 年に着工ということで今年度 8 年ですからもう 6 年なっていますね。それで 8.7%進捗状況。これ非常に今低い状況じゃないかなというふうに思いますけれども、これなかなか進まないというのはどういう状況ですかね。

○喜納久都市公園課長 まずは用地交渉を行っている、用地取得に努めていると。あと、宮古広域公園の整備・運営に当たっては民間活力導入を活用していきたいと。この民間活力導入にちょっと時間を要しているといったところでございます。

以上でございます。

○下地康教委員 これ民間活力を導入するというのは、いつ頃からそういう考え方というか、そういう取組が始まったんですかね。

○喜納久都市公園課長 当初より民間活力を導入して整備・運営を行っていき考えていまして、令和 2 年度の事業化直後からですね、この民活の導入を検討しているような状況でございます。

○下地康教委員 この民間活力というのはどういうイメージでやっていますか。この民間活力というのは。

○喜納久都市公園課長 まず P F I 事業といったものを想定しておりまして、民間事業者を選定しまして、そこで整備から運営まで行くと。そういった中で、民間の資金も導入しながら整備費の平準化であるとか、あとコストの縮減といったものを実現しながら、効率的、効果的な整備・運営に取り組んでいくと、そういった内容でございます。

○下地康教委員　ちなみにこの民間活力の、民間の方で応募といいますか、計画に対する反応というのか。そういったものは、今まであったんでしょうか。

○喜納久都市公園課長　P F I 法第 6 条に基づく民間提案が、今 2 社から提案がありまして、この提案内容の評価といったものを委員会の中で議論していると、そういった状況でございます。

○下地康教委員　この民間活力というのが、なかなか具体的に物が進んでないのかなというような状況が見受けられるんですけども、今後どのような方向で進められるのか、それをお聞きしたいです。

○喜納久都市公園課長　今、提案がなされいている民間提案 2 社に対する評価と結果というものを通知していきたいなと。まずこの通知を行って 2 社に対する評価を行っていききたいと。その後、用地買収を進めながら民間との対話を重ねて P F I 事業の方式対応を決めて、基本的には実施方針を策定し、実施報告書に基づいて公募していくと、そういったところを見込んでいるところでございます。

以上です。

○下地康教委員　民間活力を利用していつ頃までにですね、そういった取組を具体化していく予定ですか。

○喜納久都市公園課長　今まさにそういったスケジュール的なものも含めて、この委員会の中で議論していただいているというところでございます。令和 8 年度にはそういったスケジュールを広く公表して、進めていけるように検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○下地康教委員　民間活力でいくという方向性が決まっているという理解はしますが、それを早めにまとめてしっかりと動かしていただきたいというふうに思っています。それともう一つですね、この計画地の中に市道があるんですよね。この市道の廃止をするというふうになっていると思うんですけども、地元との調整はどのようになっていますか。

○喜納久都市公園課長　公園区域内に市道ミナアイ原線という路線がございます。

して、これについては公園の管理・運営の点から廃道としたいと、県では考えております。これに対して地元の皆愛地区のほうからは、道路を残してほしいと、やはり移動の利便性が劣るといったところで、県としましては、基本的には廃道というところで考えてはいるんですが、しっかり地域と意見交換を重ねながら、地域の理解を得るように今取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○下地康教委員 これですね、計画当初から非常にこの問題はずっと尾を引いているというふうに思っていますけれども、これがなかなか地元との協議が整わない状況かなというふうに思っているんですね。なのでやはり全面廃止ということの理解が得られるのか。それとも何らかの形でその道路を活用しながら残していくのか、そういったものはどうなんですか、地元との協議というのは今まで何回かやられていると思うんですけどもね。その辺りの進捗状況どうですか。

○喜納久都市公園課長 地元の住民説明会なりを開催しまして、県の立場を御説明していると。一方、皆愛地区の方からは道路を残してほしいといったようなところがございまして、まだ御理解をいただけていないと。この辺りはしっかり意見交換しながらですね、地域の理解が得られるように取り組んでいきたいと。粘り強くちょっと、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○下地康教委員 これはですね、しっかりと根気強く、地元の方と話し合いを持って、地元の方が納得できるような形にしていってほしいというふうに思っています。

次に、110ページ、陳情令和7年第117号県道の植栽管理に関するものですが、テリハボクですね。前回も何回か質問させていただいたんですけども、伐採といいますか、剪定はしていただきました。しかし、やはり木そのものの自体が大きくなりすぎて、非常に歩行者が通行に不便を来していると。それともう一つですね、テリハボクの根が非常に盛り上がって、例えば車椅子であるとか、障害者の方々がですね、歩行に困難を来すというような状況が発生しているんですね。その辺りをしっかりと改善したいというようなことですが、これ、どうですかね、今整備状況といいますか、その取組状況を聞かせてください。

○安里嗣也道路管理課長 当該路線の高木が大きくなっているということで、間引く必要があるということで必要な間引く作業はしております。基本的にはやはり街路樹というのはしっかり管理していかないといけないというのがございますので、間引く場合も、今おっしゃられたような根上がりしているところとか、あとは見通しが、交差点部とか、そういったところを中心に間引いていきまして、それを間引きながらも、今ある街路樹については、しっかり管理、剪定しながら、歩行者も安全に通れるような歩道にするということで、計画立てて管理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○下地康教委員 この間引くというものに関しては、歩行者の安全、つまり根が暴れてしまって、歩道を持ち上げているんですね。これがもう歩行が困難だということで、これしっかりと間引いていただきたい。やはりその視認性ですよ。安全管理ができるような、安全が確保できるようなですね、ぜひ間引きは、実施していただきたいというふうに思いますけど、しっかりとお願いしたいというふうに思いますので、部長、その辺の取り組む決意をよろしくお願いします。

○砂川勇二土木建築部長 特に宮古はテリハボクが多く植えられたという過去の事実がございまして、それが緑陰確保という意味ではいいんですけど、それが逆に悪さしているというところもございまして、今後、計画的に間引いたり、歩道の舗装を修繕したりとかいうことはやっていきたいと思っています。一応、次年度もですね、道路標識、表示盤の修繕とかに合わせて街路樹の伐採の費用も要望して増額しておりますので、まずはちょっと危険な箇所からそういう対策を取っていったら、あと道路にはみ出ている木とかですね、その辺りをちょっと集中的に次年度から3年ぐらいかけてやっていきたいなと思っているので、一応その中でも、場所を確認しながら進めていきたいと、推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○下地康教委員 一気にやるというのは非常に厳しいと思いますので、予算の関係もありますのでね。ただ、少しずつ手をかけていくというのが住民が安心するんですね。少しでもいいから間引いたり、歩道を修理したりと。そうすれば周りの住民の皆さん方も安心しますので、それをひとつよろしく願いいたしまして終わります。

○仲里全孝委員長 これで下地康教委員の質疑が終わりました。

先ほどの下地委員の質疑の中で、喜納課長から答弁の訂正がありますので、これを許します。

○喜納久都市公園課長 答弁の訂正ではなくて、質問いただきました令和8年度予算ですね、宮古広域公園の令和8年度予算につきまして、まず、県予算上なんですが、約1億9400万円を令和8年度予算として計上しております。

以上でございます。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で土木建築部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

（休憩中、執行部退席）

○仲里全孝委員長 再開いたします。

以上で予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、3月19日木曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 仲里全孝